

第2次北名古屋市子ども・子育て支援事業計画

子どもがすてきに育つまち 北名古屋

いきいき成長応援プラン



令和2年3月
北名古屋市

「子どもがすてきに育つまち 北名古屋」をめざして



我が国では、少子高齢化が急速に進展した結果、本格的な人口減少を迎えております。このような情勢の中でも、本市の人口は堅調に増加を続けておりますことは時代のニーズを敏感に捉え、子育てしやすい環境づくりを進めた成果の表れだと考えております。

特に、誰もが安心して幸せに暮らすことができる共生社会の実現に向けた「福祉のまちづくり」に力を傾注する中で、待機児童ゼロ施策として保育園や認定こども園の整備をはじめ小規模保育事業所の認可による定員の拡大を図ってまいりました。

また、市内で5か所目となる「ドーム子育て支援センター」を開設するとともに、市内の全ての小学校に放課後子ども教室を設置するなど、次世代を担う子どもが健やかに育まれる環境を整えてまいりました。

こうした中、新たな計画として「第2次子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、さらなる子ども・子育て支援の充実を図ることといたしました。

この計画の推進にあたっては、親は子どもに愛情と責任を持ち子育てするという基本認識の下、行政が家庭・地域・学校と強く連携、協働しながら、子育てを社会全体で支えられるよう「子どもがすてきに育つまち北名古屋」を目標に全力で取り組んでまいります。

市民の皆さまには、この趣旨にご賛同いただき、本事業計画に位置付けた取組へのご参加とご協力を賜り、「子育てしやすい街ナンバーワン」をめざしてまいりますので、お力添えをお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、北名古屋市子ども・子育て会議委員として審議を重ね、ご検討いただきました委員の皆さま、アンケート調査にご協力いただき、貴重なご意見を賜りました市民の皆さまに、心から厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

北名古屋市長 長瀬 保

目次

第1章 策定の趣旨	1
第1節 計画の基本的性格	1
1 策定の背景・目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	5
3 計画の期間.....	6
4 計画策定の流れ.....	6
第2章 計画が目指す方向	7
第1節 基本理念と基本的視点	7
1 基本理念.....	7
2 基本的視点.....	8
第3章 行動計画	9
第1節 施策の体系	9
第2節 将来の児童人口	10
第3節 子ども・子育て関連施策の総合的な展開	11
1 子どもの自立支援.....	11
2 親と子の健康づくり.....	18
3 家庭における子育てへの支援.....	24
4 子育てと社会参加の両立支援.....	32
5 子育てを支え合う地域づくり.....	39
6 子ども・子育てに配慮したまちづくり.....	45
第4節 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実	50
1 教育・保育提供区域の設定.....	51
2 教育・保育の量の見込みと確保方策等.....	52
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等.....	58
4 幼児教育・保育等の質の確保及び向上.....	73
5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保.....	73
6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	73
7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携.....	73
8 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携.....	74
9 外国につながる幼児への支援・配慮.....	74
10 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容.....	74
第5節 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取組	75
第4章 計画の推進に向けて	76
第1節 計画の推進に向けて	76
1 計画の周知.....	76
2 推進及び点検・評価の体制.....	77
資料編	78
資料1 北名古屋市の子ども・子育ての現状	78
1 子どもや子どもがいる家庭の状況.....	78
2 教育・保育施設等の状況.....	84
資料2 計画策定の経緯	90
資料3 用語解説	94

第1章 策定の趣旨

第1節 計画の基本的性格

1 策定の背景・目的

- 我が国の出生数は、平成30年実績で100万人を割っており、1899年の調査開始以来過去最少という状況となっています。また、少子化の一方で、世帯の細分化や地域のつながりの希薄化等を背景に、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心に、保育園等利用の待機児童対策が依然として大きな課題となっています。
- このような課題に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、これら法律に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から施行されました。

【子ども・子育て支援新制度の3つの目的】

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

- 本市では、平成22年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「北名古屋市次世代育成支援行動計画後期計画（平成22～26年度）」を策定し、『子どもがすてきに育つまち・北名古屋～いきいき成長応援プラン～』を基本理念として、本市に暮らす子どもが次代の担い手として、豊かな心を持ち、いきいきと主体的に生きるすてきな人に成長することを目指して、計画に示した各種子育て支援施策を推進してきました。
- また、子ども・子育て支援新制度が導入されたことに伴い、子ども・子育て支援法に基づく計画として、次世代育成支援対策推進法に基づく計画を一体とする「北名古屋市子ども・子育て支援事業計画」（第1次計画）を策定し、質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子育て支援施策の推進に努めてきました。
- そしてこのたび、第1次計画の改定時期を迎え、さらなる少子化の進行や有配偶女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化とともに、国の政策の方向性を反映するため、「第2次北名古屋市子ども・子育て支援事業計画」（計画年間：令和2年度～令和6年度）を策定します。

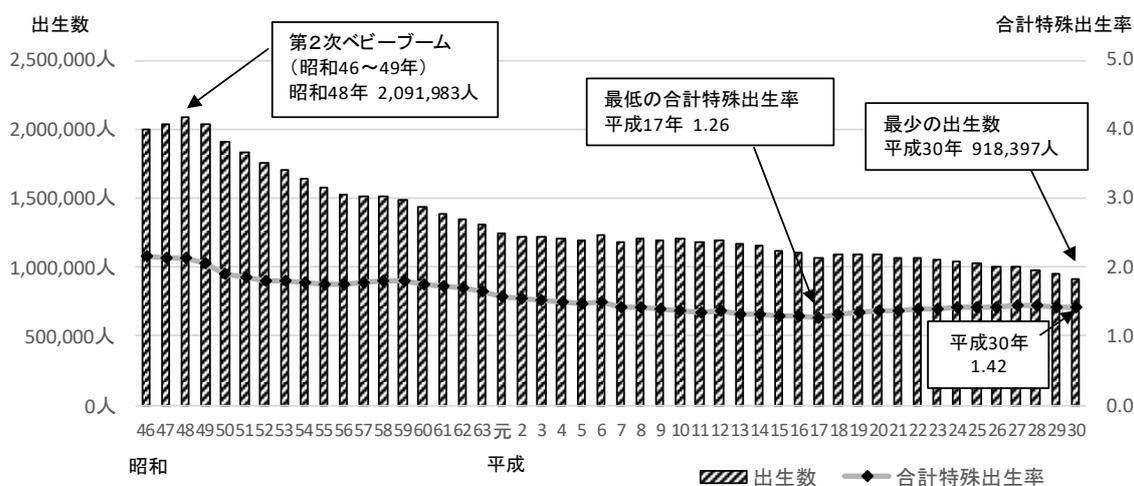
図表 1 国の政策動向

年次	政策の概要	
平成15年	少子化社会対策基本法	少子化対策の理念を法定。内閣府への少子化社会対策会議の設置や、地方公共団体の少子化対策の策定・実施責務、事業主の雇用環境整備の努力責務も規定
	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援に関する10年間の時限立法。市町村や従業員300人以上の事業主に行動計画策定を義務化
16年	少子化社会対策大綱	少子化社会対策基本法に基づき閣議決定。4分野の重点課題に向けた28の行動を設定
17年	子ども・子育て応援プラン（17～21年度）	少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画。「全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる」など「目指す姿」を描き、「中学校区に1か所以上の子育て拠点施設」等の数値目標を設定
18年	「新しい少子化対策について」	少子化社会対策会議決定。平成19年度から①3歳未満児の児童手当引上げ②こにちは赤ちゃん事業の実施③育児休業給付率の引上げ④放課後子ども教室、児童クラブの予算拡充（放課後子どもプラン）⑤事業所内託児施設設置への税制優遇措置等を実施
19年	認定こども園制度の開始	認定こども園は①幼稚園と同様の4時間程度の教育②保育に欠ける子に対する8時間程度の長時間保育③通園児に限定しない地域子育て支援事業の3項目が認定の要件
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	少子化社会対策会議決定。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解決のために、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として取り組む必要性を提起
	仕事と生活の調和憲章・行動指針	ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。「10年間で週労働時間60時間以上の雇用者を半減」等の14項目の数値目標を設定
20年	新待機児童ゼロ作戦	「仕事と生活の調和行動指針」の数値目標のうち、10年後に①3歳未満児への保育サービスの提供割合を38%（現行20%）②小学1年～3年生の児童クラブの提供割合を60%（現行19%）という2つの目標を目指し施策展開
	5つの安心プラン	社会保障の機能強化のための緊急対策。閣議決定。5つの柱のうち1つを次世代育成支援とし、家庭的保育（保育ママ）の制度化のための児童福祉法等改正等、緊急対策を設定
	社会保障国民会議最終報告	少子化対策は未来への投資とし、国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的追加コストは1.5～2.4兆円と推計

年次	政策の概要	
平成20年	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」	社会保障国民会議最終報告を踏まえ閣議決定。子育て支援の給付・サービスの強化を明記
21年	社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告	「保育の必要性を市町村が認定し、保育が必要と判断された利用者と保育所が公的保育契約を締結する『新たな保育の仕組み』」を提案。
22年	子ども・子育てビジョン	少子化社会対策大綱を改定したもので、目指すべき社会への政策として4つの柱、①子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会、②妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会、③多様なネットワークで子育て力のある地域社会、④男性も女性も仕事と生活が調和する社会(ワーク・ライフ・バランスの実現)と、12の主要施策を設定
23年	子ども・子育て新システムに関する中間取りまとめについて	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うために立ち上げられた「子ども・子育て新システム検討会議」において、新システムの全体像、給付設計の在り方、幼保一体化の在り方、質改善(機能強化)の在り方等を取りまとめたもの
24年	子ども・子育て関連3法の成立	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するもの
25年	待機児童解消加速化プラン	待機児童の解消に向け、子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対する支援策を講じるもの
	少子化危機突破のための緊急対策	「子育て支援」、「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として打ち出すことにより、これらを『3本の矢』として推進するもの
26年	次世代育成支援対策推進法、母子及び寡婦福祉法の改正	次世代育成支援対策推進法の有効期限の10年延長、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充を図るもの
	放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業(児童クラブ)及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるためのもの
27年	子ども・子育て支援新制度の施行	平成24年に成立した子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」について、平成27年4月1日から本格施行

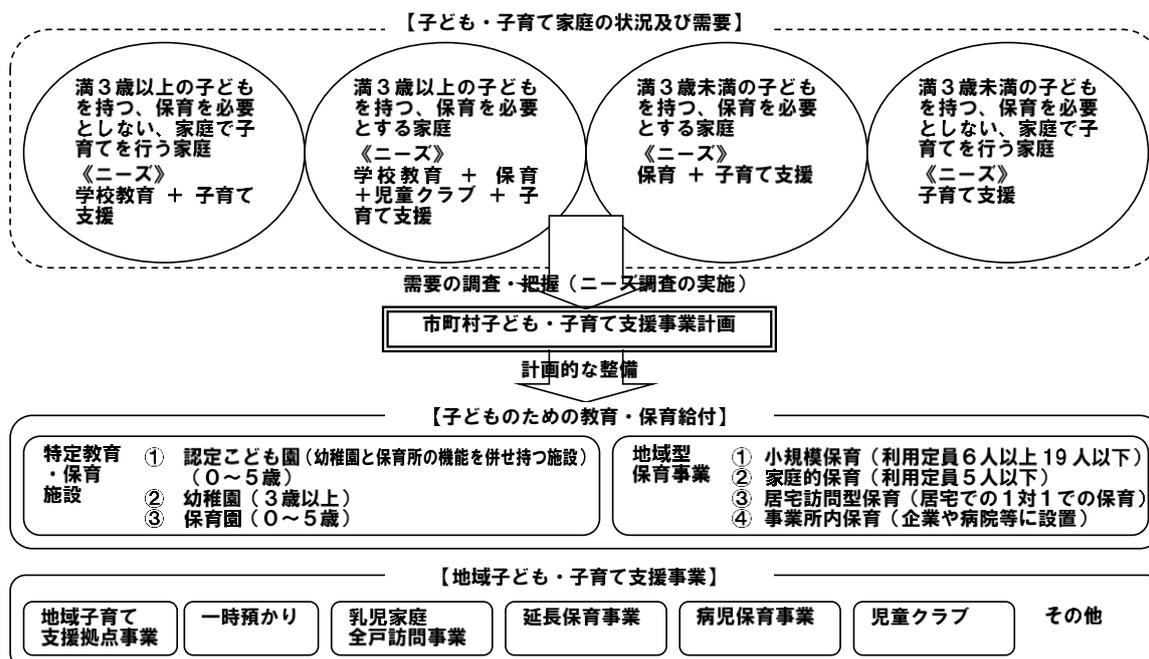
年次	政策の概要	
平成28年	子ども・子育て支援法の改正	子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げ
	ニッポン一億総活躍プランの策定	「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げ、2016年度から2025（令和7年）年度の10年間のロードマップを提示
29年	子育て安心プランの公表	2018（平成30）年度から2022（令和4）年度末までに女性就業率80%にも対応できる32万人分の保育の受け皿を整備することとし、2017年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しし、2020（令和2）年度末までに32万人分の受け皿整備を行うもの
30年	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の成立	労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置を講じることを定めた法律
	新・放課後子ども総合プラン	これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とするもの

図表 2 国における出生数と合計特殊出生率の推移



出典：人口動態調査

図表 3 子ども・子育て支援新制度に基づく子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）



出典：内閣府資料「子ども・子育て関連3法について」

2 計画の位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。
- 子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度について、本市として制度を計画的に運用していくためのものです。
- 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示したものです。
- 子どもの貧困対策推進法の一部改正に伴い、市町村における子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務化されたことを踏まえて、同法第9条第2項に基づく「市町村計画」として策定するものです。
- 本計画の策定にあたっては、「第2次北名古屋市総合計画」の3つの基本理念、将来像「健康快適都市～誰もがいきいきと安全・安心に暮らせるまち～」の実現に向けて、健康や福祉、教育、まちづくり等、様々な分野にまたがる次世代育成支援対策を総合的に実施するものです。
- 関連計画である地域福祉計画や障害児福祉計画、健康プラン21、男女共同参画プラン等、関連計画等の内容との整合性を確保し、策定しました。

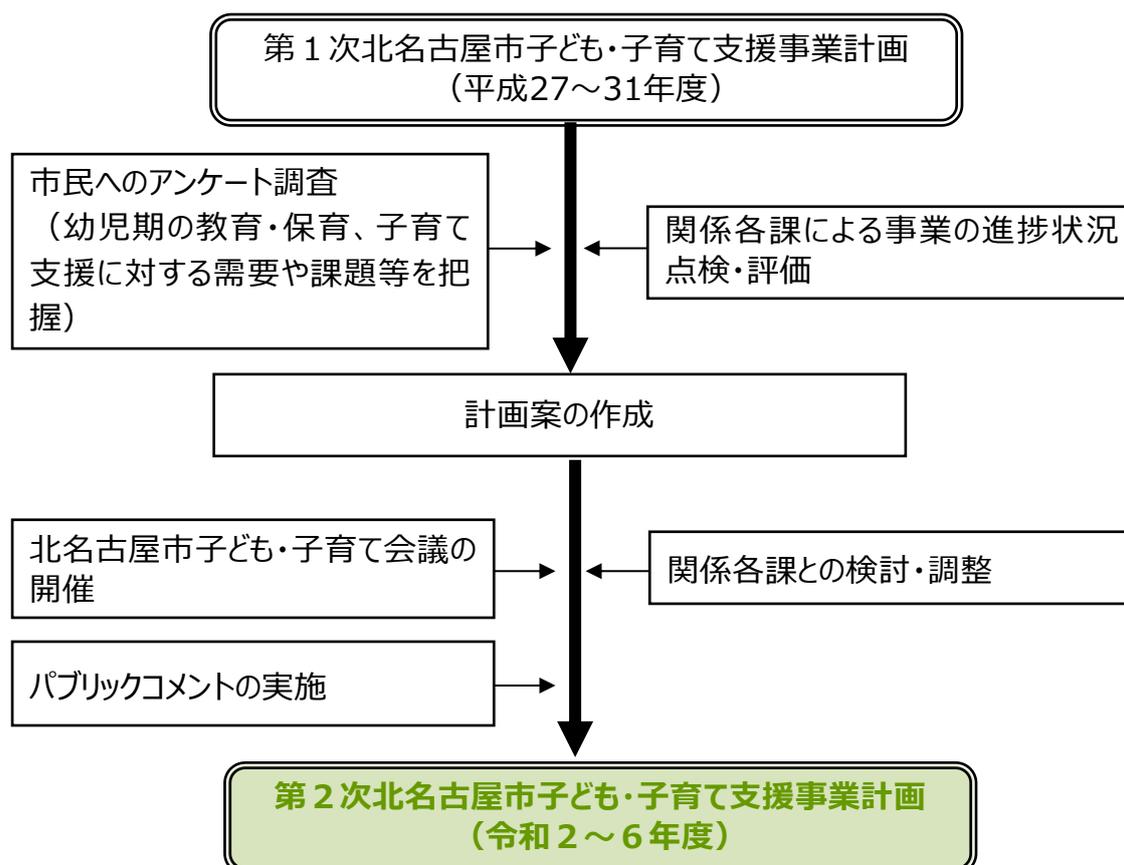
3 計画の期間

- 本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。
- ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画策定の流れ

- この計画の策定にあたっては、市民へのアンケート調査を実施し、幼児期の教育・保育、子育て支援に対する需要や課題等を把握しました。
- 市の関係各課による事業の進捗状況の点検・評価に加えて、子ども・子育て支援法第77条に基づく「北名古屋市子ども・子育て会議」を設置し、計画案を審議し、策定に至りました。
- 策定の流れは、図表4のとおりです。

図表 4 計画策定の流れ



第2章 計画が目指す方向

第1節 基本理念と基本的視点

1 基本理念

- この計画の基本理念は、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、市として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、第1次計画の基本理念と基本的視点を継承し、本市に暮らす子どもが次代の担い手として、豊かな心を持ち、いきいきと主体的に生きるすてきな人に成長することを目指して、「子どもがすてきに育つまち・北名古屋～いきいき成長応援プラン～」とします。
- 子ども・子育て支援は、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものであり、かつ、子ども一人ひとりが本来もっている育つ力を伸ばすことです。
- 子育ての第一義的責任は、父母その他の保護者にあるとの基本認識のもと、本市は、保護者と地域（地域住民、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、自治組織、行政等）が連携しながら、市全体で、子どもがいきいきとすてきに育つことを応援する取組をさらに進めます。

<基本理念>

子どもがすてきに育つまち・北名古屋

～いきいき成長応援プラン～



2 基本的視点

- この計画は、次の3つの基本的視点に基づき、施策を推進します。

(1) 子どもの自立支援の環境づくり

- 子どもは、家庭や学校・地域等で人権が尊重されることで、自らをかけたがえのない存在であることを自覚し、他人の人権も尊重できるようになります。
- 障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況、国籍その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、すべての子どもを対象に、適切な支援や地域における居場所づくりにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障する必要があります。
- このような考えに基づき、本市は、一人ひとりの子どもの育つ力を信頼・尊重し、適切な支援を行い、自立を支援する環境づくりを進めます。

(2) ゆとりある家庭づくり

- 家庭は、子どもにとって、生きるための唯一ともいえる拠り所であると同時に、初めて接する社会でもあり、重要な役割をもった場です。
- また、親が子どもと向き合い、ゆとりをもってしっかりと、食習慣等の生活習慣の基礎や危険回避の意識を育てるとともに、社会のルールを守り、責任を果たすこと等のしつけができる条件づくりが必要です。
- 家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、男女を問わず家庭と仕事がバランスよく両立し、やりがいや充実感を感じながら生活することが大切です。
- このような考えに基づき、本市は、男女が互いに尊重し、助け合いながら、楽しく子育てと仕事を両立する、ゆとりある家庭づくりを、妊娠から出産、子育てまで切れ目なく、包括的に支援します。

(3) 頼もしい地域社会づくり

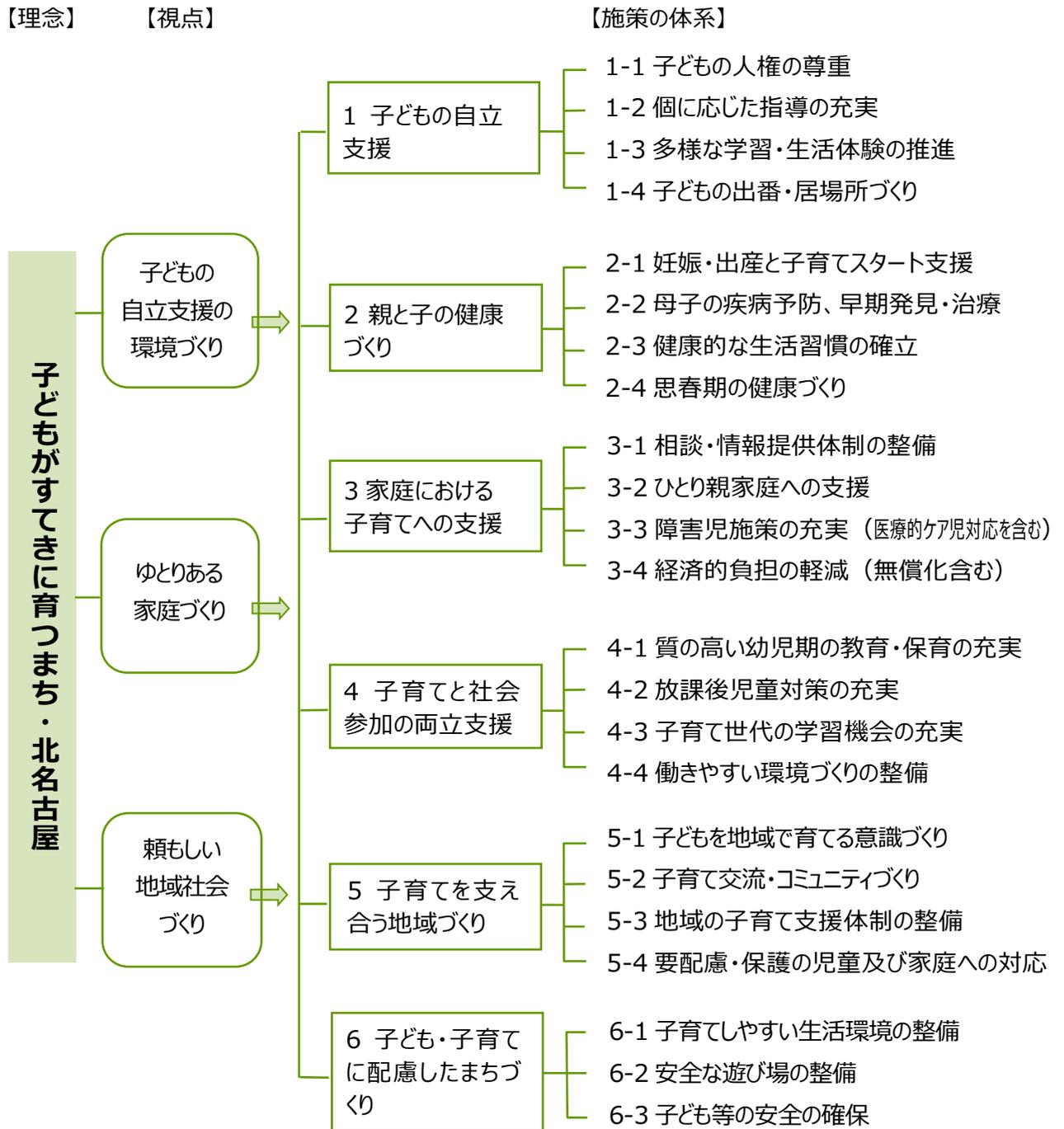
- 子どもの意識や行動は、社会を映す鏡であるといわれており、地域は、家庭の次に重要な人間形成の場であり、大きな影響を与える社会です。
- “たくさんの人に抱かれた子どもは幸福になる”といわれているように、地域の大人たちが積極的に関わり、“幸せな子ども”を育てることが求められています。
- また、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域社会が保護者に寄り添い、親としての成長を支援することが大切です。
- このような考えに基づき、本市は、子どもや家庭と地域が日常的に関わりをもち、様々な主体が連携・協力しながら子育て支援や子どもの成長をサポートするような、頼もしい地域社会づくりを進めます。

第3章 行動計画

第1節 施策の体系

■ この計画の施策の体系は、次のとおりです。

図表 5 施策の体系

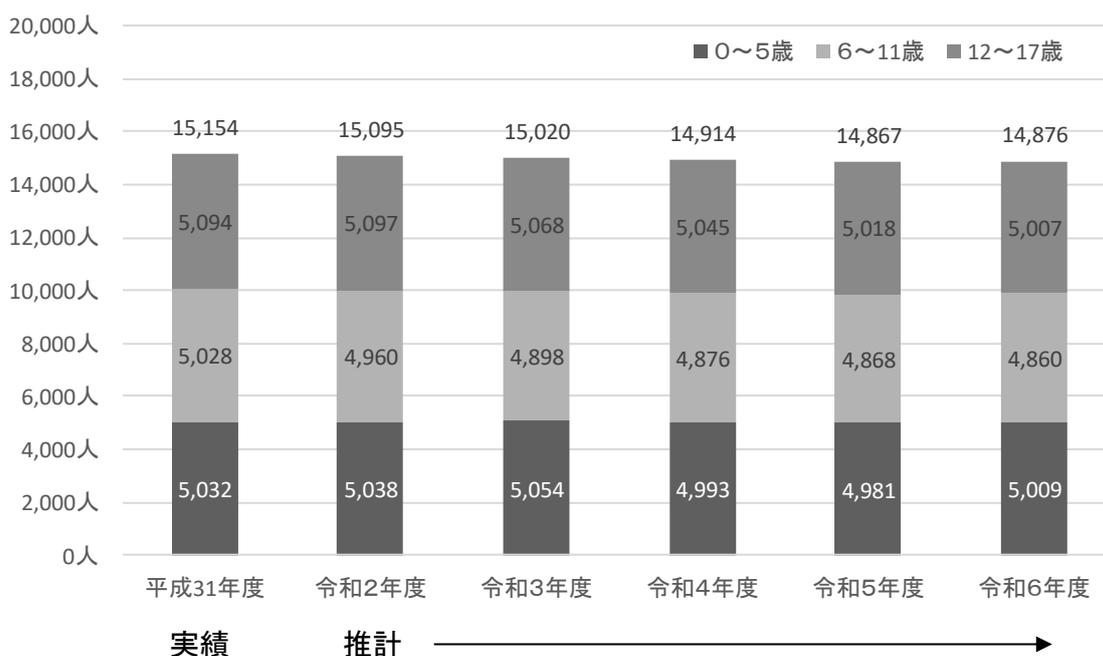


第2節 将来の児童人口

- 計画期間（令和2年度から令和6年度）の児童人口の推計は、過去5年の住民基本台帳人口、母親の年齢階級別の出生率を用いたコーホート変化率法※により行いました。
- この計画の対象者である「0～17歳人口」は、令和6年度には14,876人と推計され、減少を見込みます。
- なお、年齢区分で見ると、「未就学児童（0～5歳）」、「小学生（6～11歳）」、「中高生（12～17歳）」のいずれも減少を見込みます。

※コーホート変化率法…コーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率が将来にわたり維持されると仮定して、将来人口を算出する方法

図表 6 推計児童人口（各年4月1日現在）



区分	実績	推計					平成31→ 令和6年 度の増減
	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
0～5歳	5,032	5,038	5,054	4,993	4,981	5,009	▲23
6～11歳	5,028	4,960	4,898	4,876	4,868	4,860	▲168
12～17歳	5,094	5,097	5,068	5,045	5,018	5,007	▲87
合計	15,154	15,095	15,020	14,914	14,867	14,876	▲278

第3節 子ども・子育て関連施策の総合的な展開

1 子どもの自立支援

- 子どもの人権の尊重
- 個に応じた指導の充実
- 多様な学習・生活体験の推進
- 子どもの出番・居場所づくり

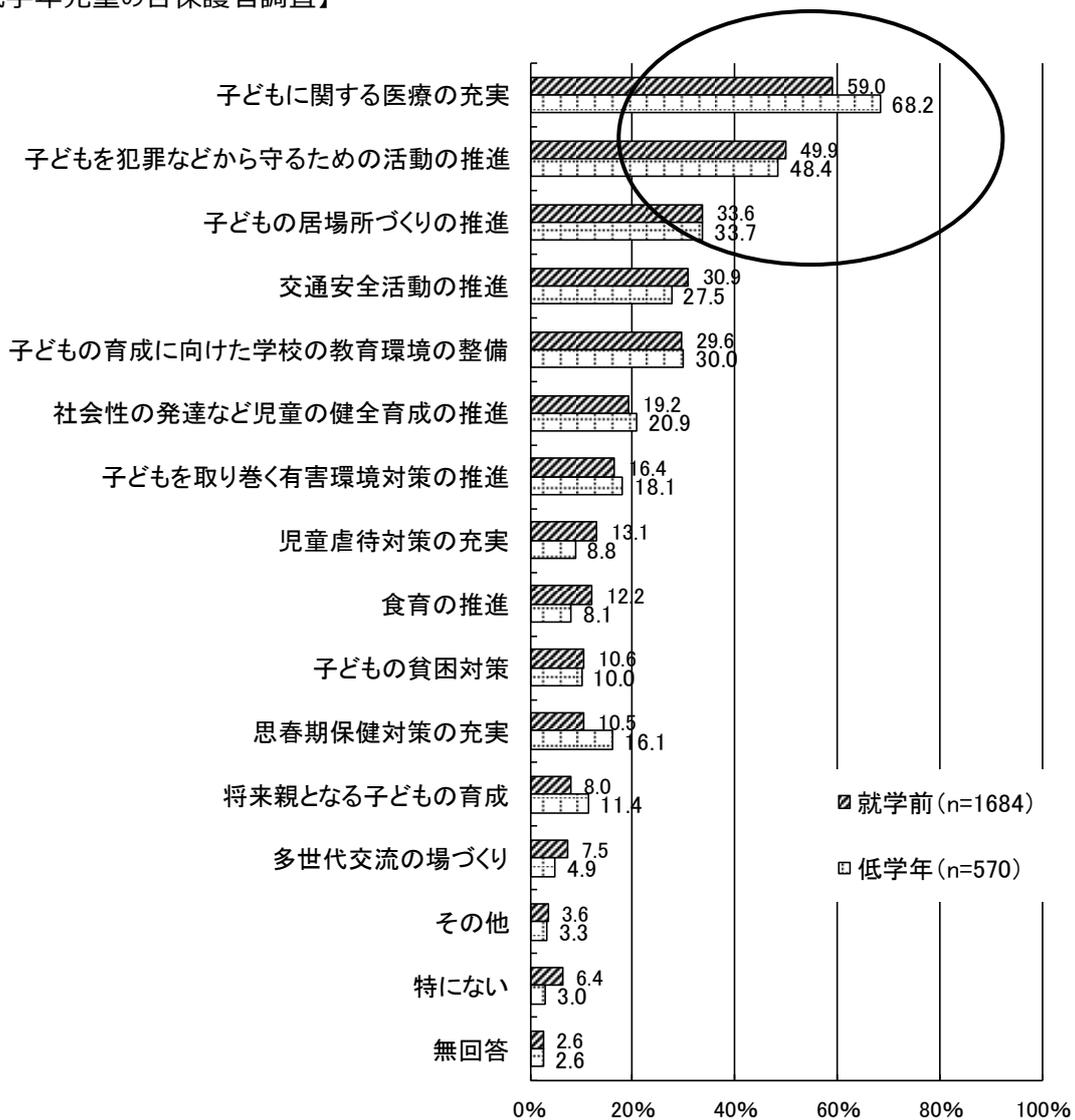
施策の基本目標

- 本市は、子ども一人ひとりの幸せを第一に考え、子どもの権利を最大限に尊重しつつ、子どもの権利擁護と自立支援のための環境づくりを図ります。

施策の実施状況及び市民ニーズ等

- 学校において男女共同参画に関する取組を進めているほか、ホームページや子ども向けリーフレット配布による啓発とともに、関係団体と協働し、子どもから大人まで楽しみながら男女共同参画について学ぶことのできる「とらいあんぐるフェスタ」を開催しています。
- 保育園や学校等において、子ども一人ひとりの自立を支援するため、地域と連携した様々な体験・交流機会の提供や必要な指導を実施しているほか、児童館等での「中高生タイム」をはじめ、地域における子どもたちの居場所づくりに努めています。
- アンケート調査によると、子どもに関する施策で取り組む必要性が高いと思われるものは、就学前、低学年ともに「子どもに関する医療の充実」や「子どもを犯罪などから守るための活動の推進」に次いで、「子どもの居場所づくりの推進」が上位にあがっています。【図表7参照】

図表 7 北名古屋市の子どもに関する施策で取り組む必要性が高いと思われるもの【就学前児童・低学年児童の各保護者調査】



課題

- 『子どもの最善の利益』を具体化し、子どもの権利擁護のための関係機関を通じた普及啓発活動
- 子どもの自立を支援する一人ひとりに応じた学習・体験機会の拡充と子どもの居場所づくり

【事業の内容及び方針】

1-1 子どもの人権の尊重

事業名	内容及び方針	担当課	区分
子どもの人権擁護のための市民への普及啓発	<p>体罰によらない子育て等を推進するため、子育て世代包括支援センター等の活動を通じて、普及啓発を行います。</p> <p>また、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業等の機会を通じて、虐待、特にネグレクトに該当する行為（自宅や車内への放置等）の防止の普及啓発や養育支援を必要とする子ども等の早期把握・支援に努めます。</p>	児童課	新規
「北名古屋市いじめ防止基本方針」に基づく取組	<p>いじめは、「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」とするとともに、「どの子どもにも、どの学校にもおこりうるもの」とあるとの考え方を基本に、未然防止・早期発見・早期解決が重要との姿勢のもと、市、学校、家庭や地域、関係機関との連携を図り、取り組めます。</p>	学校教育課	継続
男女共同参画を推進する教育・学習等	<p>広報、市ホームページ及び男女共同参画推進事業を通して、意識の醸成を図ります。</p> <p>また、児童生徒の発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭生活を送ることの重要性について指導の充実を図ります。</p>	市民活動推進課 学校教育課	継続

1-2 個に応じた指導の充実

事業名	内容及び方針	担当課	区分
保育園の地域交流活動	<p>地域のお年寄りの指導により、野菜作りが各保育園で盛んになっているほか、学校・児童館を通じて、小学生や中学生とのふれあいの機会も増えています。</p> <p>今後も基礎的な生活習慣の獲得等を目的に、自然体験や異世代交流等、各保育園において特色ある就学前教育を推進します。</p> <p>久地野保育園の異世代交流スペースの活用等、保育園児が異年齢の子どもや若者、高齢者等とのふれあいの場や機会の確保を図ります。</p>	児童課	継続

事業名	内容及び方針	担当課	区分
保育園での動的な遊びや体操	<p>子どもの戸外で遊ぶ機会の減少がうかがえることから、乳幼児期から体を動かす楽しさが体験できるよう、保育園で動的な遊びや体操を積極的に取り入れます。</p> <p>特に、一人ひとりが楽しく取り組めるよう、動きのある遊びの工夫をします。</p>	児童課	継続
統合保育	<p>療育施設から保育園の年長児クラスへの移行にあたっては、1対1で加配保育士を配置しており、今後も障害の程度に応じた担当保育士の加配配置と施設整備を進め、障害の有無に関わらず、ともに育ち合う統合保育を推進します。</p> <p>また、保育園と療育施設が連携し、障害を有する児童との交流を定期的に行います。</p>	児童課	継続
学び支援事業	<p>全小中学校に非常勤講師を配置し、児童生徒一人ひとりの学びを充実させるための基礎づくりをはじめ、きめ細かな指導を行います。</p>	学校教育課	継続
外部人材の活用等	<p>外部人材の活用や学校外での機会の提供等を通じ、児童生徒が科学技術や理科・数学、ものづくりに対する関心・素養を高めるための取組を推進します。</p>	学校教育課	継続
スクールカウンセラー派遣事業	<p>全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、カウンセリングを通して、児童生徒の心の健康保持に努めるとともに、課題の解決に向けて保護者及び教職員に専門的見地から指導・助言を行います。</p>	学校教育課	継続
いじめ、不登校等の悩みの相談・指導体制	<p>未然防止、早期発見・早期対応を徹底するとともに、電話相談、家庭訪問、教育支援センターパレット等での相談・指導体制により、個に応じた対応を充実します。</p>	学校教育課	継続

1-3 多様な学習・生活体験の推進

事業名	内容及び方針	担当課	区分
体験活動ボランティア活動支援センター事業	体験活動ボランティア活動支援センターにおいて、体験活動の紹介を行っており、学校教育と社会教育を通じた青少年による奉仕活動・体験活動を推進します。	生涯学習課	継続
情報教育、情報モラル教育	情報社会の進展に主体的に対応できる能力や安全に情報を活用する能力を育成します。 また、携帯電話やインターネット等の利用に関して、家庭と連携を図りつつ、情報モラルを身に付けさせる指導を適切に行います。	学校教育課	継続
職場体験学習	キャリア教育の視点を取り入れた体験学習等に取り組み、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育み、児童生徒のキャリア発達を促します。	学校教育課	継続
英語指導事業	小学校 5・6 年生の英語の教科化に伴い、教科担任制による授業を行います。 また、小中学校に外国語指導助手を配置し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しみながら、発達段階に即したコミュニケーション能力の素地の育成を図ります。	学校教育課	継続
環境学習	環境への理解と関心を深め、具体的な行動につながるよう環境教育を推進します。	学校教育課	継続
「読書への誘い」活動	子どもの読書活動推進施策の一環として、東・西図書館で「図書館は玉手箱」やお話会、紙芝居会、読み聞かせ、ストーリーテリング等の各種の「読書への誘い」活動を展開します。 また、図書館見学・司書体験等の体験活動の充実を図ります。	生涯学習課	継続
芸術・文化活動	北なごやパペットフェスタや北名古屋市民音楽祭等により、子どもが芸術文化や文化にふれる機会を提供します。 また、芸術活動団体の活動を応援します。	生涯学習課	継続
「文化財愛護少年団」の活動	小学校 5・6 年生の団員で構成される「文化財愛護少年団」の活動プログラムを再編し、拡充していくことにより、郷土に対する理解と愛着心を育んでいきます。	生涯学習課	継続

事業名	内容及び方針	担当課	区分
体験・交流事業	<p>歴史民俗資料館・旧加藤家住宅等を活用した生活文化の体験学習を充実します。</p> <p>また、地域間交流事業として、大桑村児童との合宿生活等を体験する「子ども交流セミナー」を実施します。</p> <p>さらに、新潟県妙高市と連携し、「子ども自然教室交流事業」を推進します。</p>	生涯学習課	継続
子ども対象の教室・講座	<p>少年少女発明クラブを支援し、子どもたちが楽しみながらものづくりに取り組める機会を提供していきます。</p>	生涯学習課	継続
児童生徒の健康と体力づくり	<p>運動や健康・安全についての理解と、適切な運動の経験を通して、健康の保持増進と体力の向上を図ろうとする意欲を高めます。</p> <p>また、スポーツ行事や総合型地域スポーツクラブ等で、児童生徒の健康と体力づくりに取り組めます。</p>	学校教育課 スポーツ課	継続
土曜学習（英語教室）	<p>子どもたちの土曜日の教育活動の充実のため、全小学校の1・2年生を対象に、英語に慣れ親しむことを目的とした英語教室や、子どもの情操教育に役立つとともに、芸術文化向上の一助とする子ども人形劇団、子ども伝統芸能体験教室を実施しており、今後も継続実施を図ります。</p>	生涯学習課	継続

1 - 4 子どもの出番・居場所づくり

事業名	内容及び方針	担当課	区分
児童館等での「中高生タイム」	「中高生タイム」の実施施設・回数の拡充を図るため、児童館職員の増員、児童館以外で実施できる施設等について検討します。	児童課	継続
子ども会活動、ジュニアリーダー育成	子ども会の重要性や魅力を地域の方に伝え、理解を図り、子ども会会員及び育成者の増加を促し、子ども会の活性化を目指し、地域交流、異年齢交流を深められる子ども会活動を目指します。 また、ジュニアリーダー育成講習会の充実を図り、子どもが主体となった活動を目指します。	児童課	継続
地域コミュニティ活動に子どもの出番づくり	地域社会を構成する一員として、地域の清掃活動をはじめ、まつり、イベントに子どもの役割を位置づけるなど、地域に子どもの出番を多くします。 また、実行委員、年少リーダーの育成を促進させ、子どもが中心となって企画・運営する子どもフェスタを開催します。	児童課	継続
家庭教育事業	家庭教育に関する講座や教室等で、子どもの成長において、家庭での手伝いが重要であることや家族全員で協力することの重要性等を啓発します。	学校教育課 生涯学習課	継続
子どもによるまちづくりワークショップ等	校外学習で行う社会見学（議場見学）等の機会を活用し、子どもの豊かな感性の創出による意見等を反映しつつ、親しまれる開かれた議会を目指します。	児童課 議事課	継続

2 親と子の健康づくり

- 妊娠・出産と子育てスタート支援
- 母子の疾病予防、早期発見・治療
- 健康的な生活習慣の確立
- 思春期の健康づくり

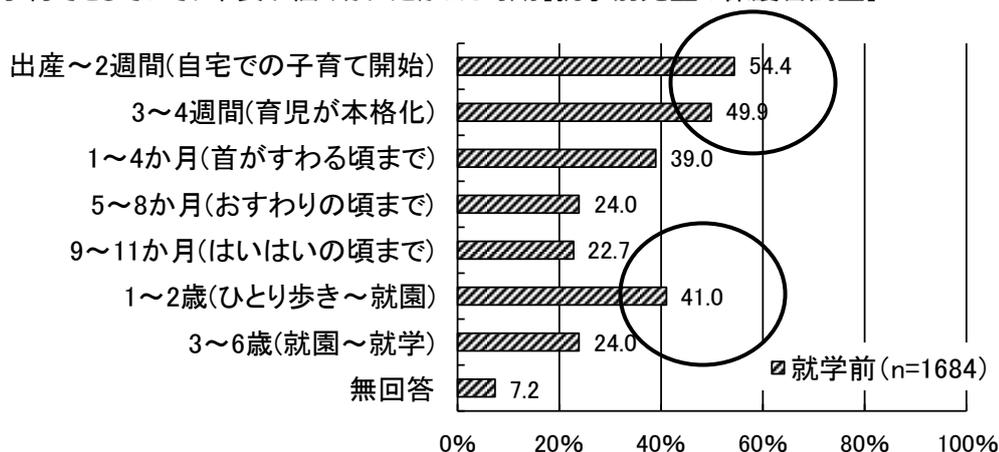
施策の基本目標

- 本市は、長期的な視野に立ち、安心して子どもを生むことができ、生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるよう、親と子の健康づくりへの支援を図ります。

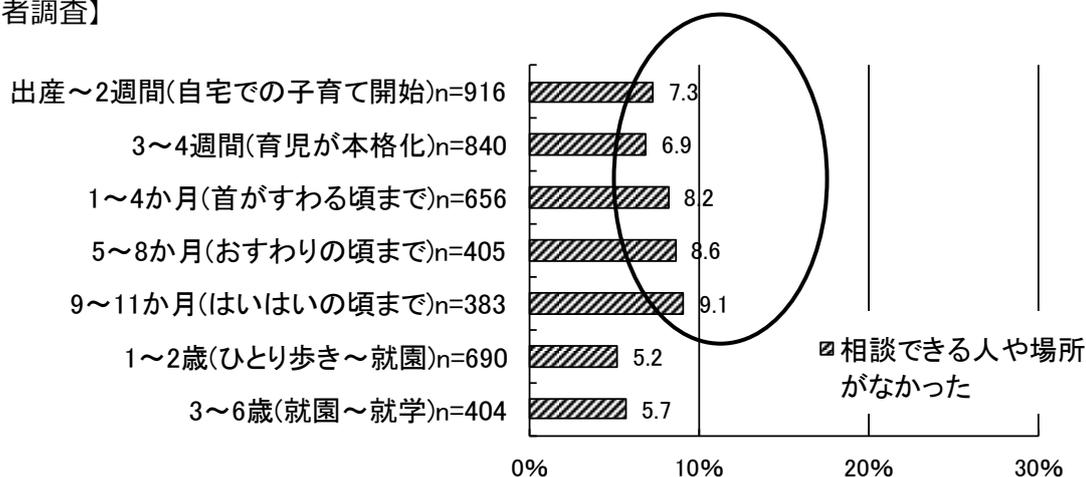
施策の実施状況及び市民ニーズ等

- 本市では、母子保健事業の実施を通じて、妊婦や乳児への健康診査や乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）等による子育て支援、一般不妊治療費助成等、妊娠・出産から子育て支援まで、包括的に母子等の健康や子育ての支援を図っています。
- 保育園や幼稚園、学校を通じて、健康教育や食育、思春期の健康づくりを推進しています。
- アンケート調査によると、子育てをされていて、不安や悩みが大きかった時期は、「出産～2週間（自宅での子育て開始）」と「3～4週間（育児が本格化）」が上位2つであり、「1～2歳（ひとり歩き～就園）」の時期についても不安や悩みが大きい時期にあげる方が比較的多い状況です。【図表8参照】
- 不安や悩みが大きかった時期に「相談できる人や場所がなかった」という方は、時期による大きな違いは見られませんが、1歳になるまでが比較的高い割合となっています。【図表9参照】

図表 8 子育てをしていて、不安や悩みが大きかった時期【就学前児童の保護者調査】



図表 9 不安や悩みが大きかった時期に「相談できる人や場所がなかった」という方【就学前児童の保護者調査】



課題

- 妊娠中から出産直後、そして、子育てまで、育児や発達に関する不安や悩みが大きい時期等に対する、母子保健事業や子育て世代包括支援センターにおける取組の充実
- ハイリスク妊産婦への支援や産後ヘルパーの派遣、産後ケア事業等、特に支援を必要とする産前・産後の方の適切な把握と早期支援
- 子どもたち等の健康的な生活習慣の確立を支援するため、食育の推進や相談支援、思春期の心の問題への対処とともに、未成年の飲酒や喫煙、薬物等の影響の啓発と防止
- 子どもの医療に関して、かかりつけ医の普及や医療機関等に関する情報提供の充実

【事業の内容及び方針】

2-1 妊娠・出産と子育てスタート支援

事業名	内容及び方針	担当課	区分
子育て世代包括支援センター	平成 29 年度から保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置しており、安心して妊娠・出産ができ、子育てができるよう、様々な相談に対して、関係機関と連携した包括的な支援を図ります。	健康課	継続
母子健康手帳交付	妊娠の届出による母子健康手帳交付時にアンケートや面談を行うことで、その後の支援のために必要な情報収集を行います。妊娠期からの育児期の流れを妊婦と共有し、利用可能なサービスについて情報提供します。	健康課	新規
パパママ教室等	パパやママになる人が、赤ちゃんのいる生活をイメージし、お互いの役割を理解することで、協力して家族で子育てができるよう教室を実施します。	健康課	継続
妊産婦、乳児健康診査委託事業	妊婦 14 回、乳児 1 回、産婦 1 回、妊婦歯科健診 1 回、産婦歯科健診 1 回を医療機関委託で実施するとともに、受診率の向上に努めます。	健康課	継続
乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）	生後 4 か月児未満の乳児のいるすべての家庭に赤ちゃん訪問員が訪問し、子育ての情報提供や相談を行うとともに、必要性の高い家庭は保健師や助産師が訪問し、支援体制を充実させます。	健康課	継続
母性健康管理指導事項連絡カード	ポスター掲示や母子健康手帳交付時のリーフレットの配布を通じて、母性健康管理指導事項連絡カードについて説明し、使用することのメリットを伝えます。	健康課	継続
乳幼児の育児支援	望ましい親子関係の育成と乳幼児の健全な育成を図るため育児相談を実施します。 さらに、随時医療機関と連携し、妊産婦や疾病をもって生まれた乳児について適切な対応を図ります。	健康課	継続
ハイリスク妊産婦への家庭訪問	ハイリスク妊産婦と判断されるケースは、保健師が、早期から家庭訪問等の支援を行います。	健康課	継続
一般不妊治療費助成	広報・ホームページで、一般不妊治療費助成の制度について周知を図ります。	健康課	継続

事業名	内容及び方針	担当課	区分
産後ヘルパー派遣事業	産後体調不良等のために、家事や育児を行うことが困難な世帯を対象に、産後ヘルパー派遣事業等を実施します。	健康課	継続
産後ケア事業	出産後、体調不良や育児不安等がある方を対象に、助産師が訪問し、心身のケアや育児サポートを行います。	健康課	継続
多胎児の親への育児支援	多胎児サークル活動のPRによる参加促進を図ります。	児童課 健康課	継続
ブックスタート事業	乳児期から親子で本に親しむきっかけ作りに、乳児健康診査時に絵本を配布し、親子のコミュニケーションを支援します。	生涯学習課	継続

2-2 母子の疾病予防、早期発見・治療

事業名	内容及び方針	担当課	区分
乳幼児健康診査	乳幼児の疾病の早期発見のため、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施します。 また、健康教育や育児相談、発達相談を合わせて実施し、子育て支援に努めます。	健康課	継続
未受診児受診勧奨	電話・訪問・手紙等により、未受診児の状況確認と受診勧奨を実施します。	健康課	継続
乳幼児訪問指導	育児や子どもの発達に心配のある親を対象に、保健師が家庭訪問を実施し、育児不安や悩みの軽減を図ります。	健康課	継続
予防接種	医療機関と連携を取り、安全・円滑に実施できるよう努めます。予防接種の効果と副反応について、情報提供に努めます。	健康課	継続
乳幼児の事故防止教育	事故防止の方法についてパンフレットを配布し、健康教育を行うことで、知識の普及を図ります。	健康課	継続
乳幼児突然死症候群（SIDS）予防教育	母子健康手帳発行時や乳児健診時に、SIDS予防のパンフレットを配布し、知識の普及を行います。	健康課	継続
育児相談	育児や発達に関する個別相談の充実を図ります。	健康課 児童課	継続
健診事後教室	育児や発達に心配のある親子を対象に、親子で楽しく遊び、発達を促す教室を行います。	健康課	継続

事業名	内容及び方針	担当課	区分
要観察児等の支援実施	健診等で支援が必要とされた子どもとその親を対象とした「たんぼぼ教室」を実施し、専任保育士、臨床心理士を配置します。	児童課	継続
子育て情報配信システム事業	妊婦や育児中の保護者へ、予防接種や最新の子育て情報等を配信します。	健康課 児童課	継続

2-3 健康的な生活習慣の確立

事業名	内容及び方針	担当課	区分
保育園や学校における「食育」	保育園や学校の給食に、旬のより安全性の高い地場素材の活用、郷土料理の取り入れ等、本物のおいしさ、健康によい食文化にふれる機会づくりを行います。 また、小中学校等で食に関する指導の実施等、給食を通して正しい食習慣の定着を図ります。	健康課 児童課 学校教育課	継続
離乳食講習会・栄養相談	栄養士による離乳食指導・個別相談を実施し、児童の発達段階に合った食生活ができるよう支援します。	健康課	継続
かかりつけ医の普及	乳幼児健康診査で、かかりつけ医の有無を確認するなど、かかりつけ医の普及に努めます。	健康課	継続
小児専門医、救急時の医療機関の紹介	子育て情報誌、赤ちゃん訪問時の配布パンフレット等で、近隣の小児専門医、救急時の医療機関の連絡先を紹介します。	健康課	継続
歯みがき指導等	保育園・幼稚園での歯みがき指導、学校での定期健診・歯科保健指導等、乳児期から連続した歯の健康づくりを実施します。 また、保育園、幼稚園の年長から小学生にフッ化物洗口を導入し、むし歯予防に努めます。	児童課 学校教育課	継続
生活リズムの確立支援	乳幼児健診時に生活リズムのパンフレットを配布し、健康教育や個別相談を行います。	健康課	継続

2-4 思春期の健康づくり

事業名	内容及び方針	担当課	区分
乳幼児ふれあい学習	学校・地域において、小中学生が乳幼児とふれあう学習を実施します。長期休暇での実施（年3回）から、回数を増加し、より多くの小中学生に参加を促します。	児童課	継続
学校の健康教育	児童生徒の健康の保持・増進を図るため、健康診断を実施します。 また、学校と保健センター等が連携して、健康教育を推進します。	学校教育課 健康課	継続
性についての正しい知識の習得	児童・保護者に対して、健康教育における性教育の重点指導、思春期セミナーの実施等により、性や命の大切さ、性感染症や予防の知識について、年齢に応じた教育を推進します。	健康課 学校教育課	継続
薬物乱用防止教育	学校において、薬物が体に及ぼす影響について学習する薬物乱用防止教育を充実します。 また、薬物の害について、駅前での啓発活動やホームページ等による知識普及を図ります。	学校教育課 健康課 家庭支援課	継続
喫煙防止教育等	保育園・幼稚園・学校では、今後とも全面禁煙を実施します。 また、保育園や幼稚園、学校と保健センター等が連携して、子どもが酒・たばこに興味を示す前に喫煙防止教育等を実施します。	健康課 学校教育課	継続

3 家庭における子育てへの支援

- 相談・情報提供体制の整備
- ひとり親家庭への支援
- 障害児施策の充実
- 経済的負担の軽減

施策の基本目標

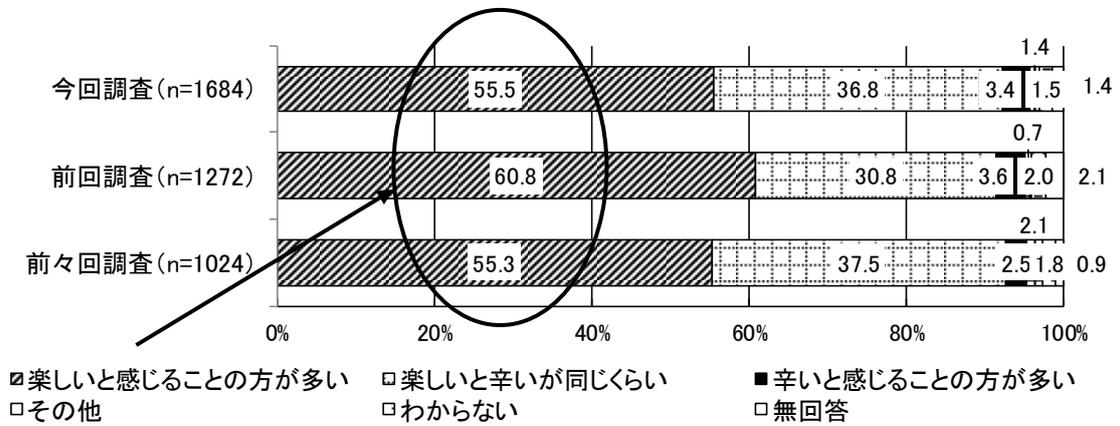
- 本市は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子育て家庭の孤立等の問題を踏まえて、広くすべての子どもと家庭における子育てへの支援を図ります。

施策の実施状況及び市民ニーズ等

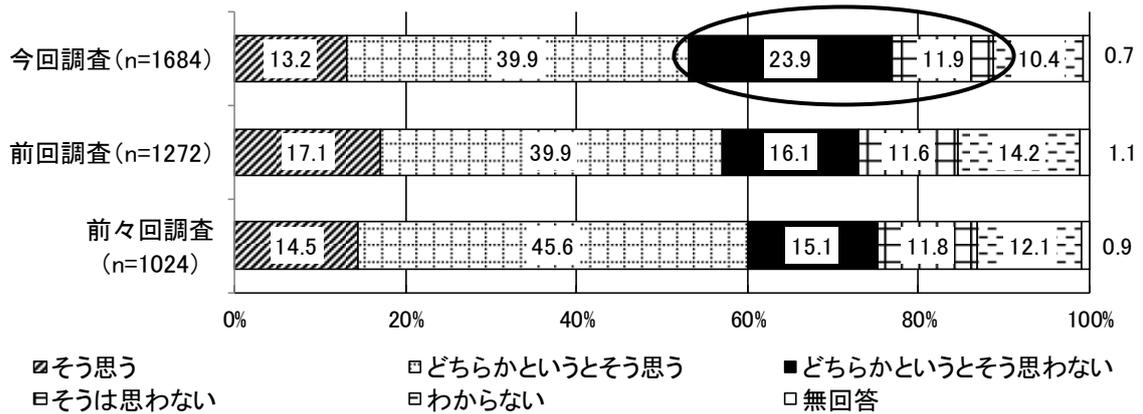
- 本市では、子育て世代包括支援センター（保健センター内）と西子育て支援センター、市役所児童課の3か所に「子育てコンシェルジュ」を配置し、幼児期の教育・保育や一時預かり、児童クラブ等の事業の適切かつ円滑な利用を支援しているほか、子育て情報誌の配布や子育て支援サイト等を通じて、子育てに関する情報提供を図っています。
- ひとり親家庭の自立を支援するため、手当や給付金の支給のほか、自立支援員の設置、日常生活を支援するホームヘルパー派遣等を行っています。
- 平成30年3月に策定した第1期障害児福祉計画に基づき、児童発達支援等の充実に努めているほか、きめ細やかな特別支援教育及び障害児保育の実施に努めています。
- 国の各種手当の支給とともに、子ども医療費の助成や入学祝品の支給等、子育てや教育に関する経済的負担の軽減に努めています。
- アンケート調査によると、就学前は、子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」という方が55.5%と、前々回、前回調査から大きな変化は見られません。【図表10参照】
- 北名古屋市の子育てのしやすさについて、「そう思う」「どちらかというところ」という肯定的な評価は、就学前では53.1%、低学年では42.6%となっており、前回調査等と比べて肯定的な評価の割合が低下した一方、「どちらかというところ」と「そうは思わない」という否定的な評価の割合が上昇しています。特に、低学年では否定的な評価の割合が51.6%と、前回調査から大幅に上昇しています。【図表11・12参照】

- 就学前では、子育て支援施策で取り組む必要性が高いものは、「安全・安心に通行できる道路交通環境の整備」が36.8%と最も多く、次いで「子育てに伴う経済的支援の充実」、「保育園の整備」、「一時保育の充実」と続いています。【図表13参照】
- 低学年では、子育て支援施策で取り組む必要性が高いものは、就学前と同様に「安全・安心に通行できる道路交通環境の整備」が46.5%と最も多く、次いで「子育てに伴う経済的支援の充実」等と続いています。【図表14参照】

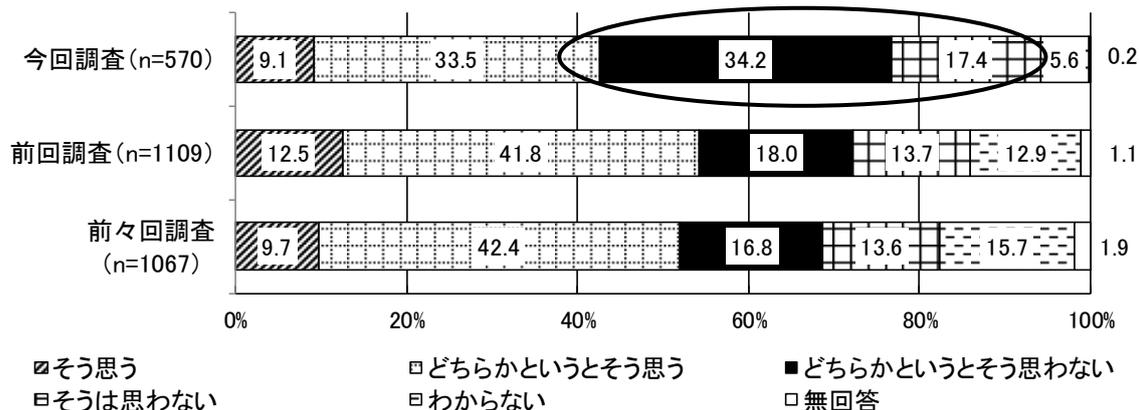
図表 10 子育てをどのように感じる人が多いですか【就学前児童の保護者調査】



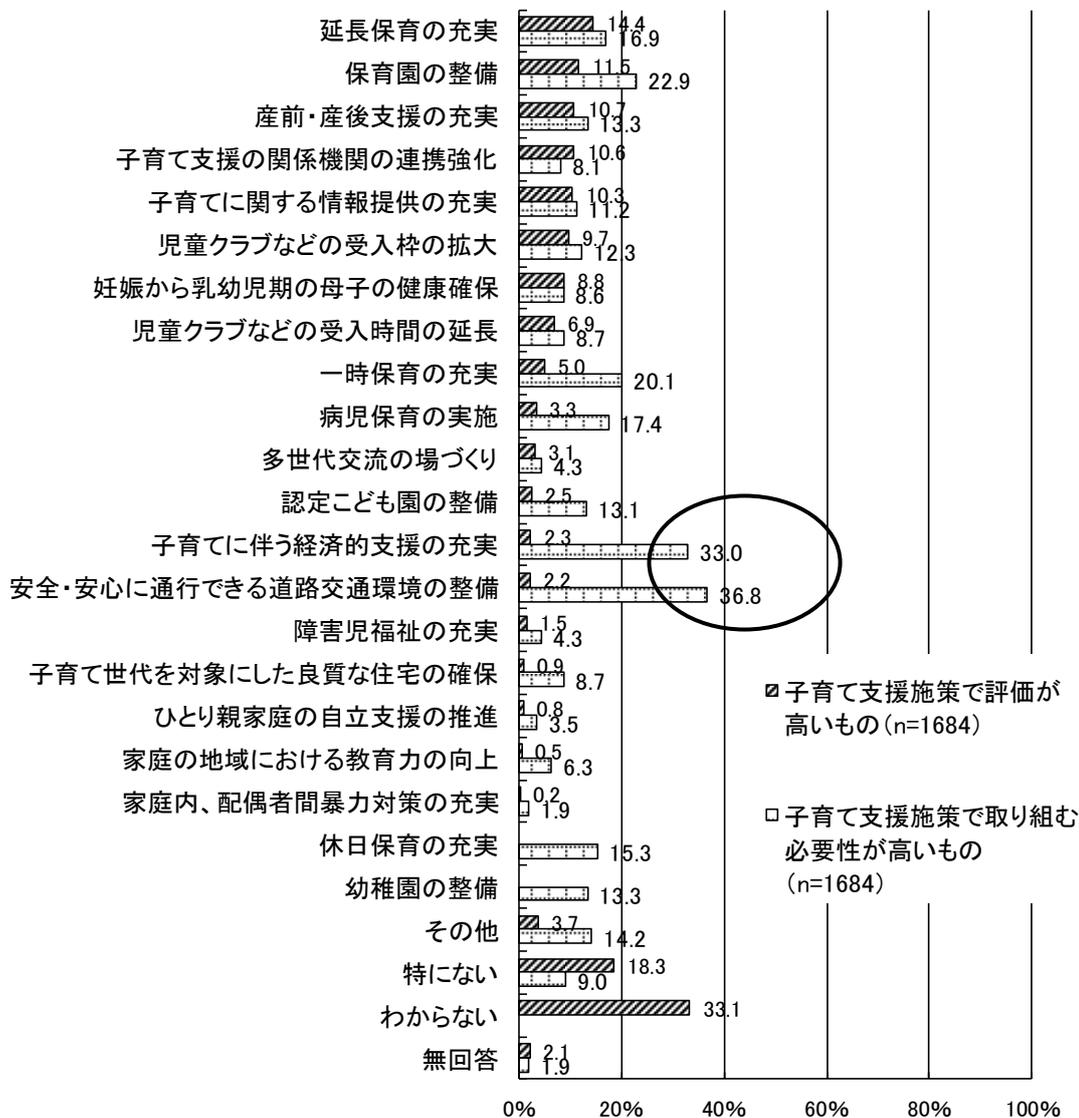
図表 11 北名古屋市は、子育てをしやすい市だと思いますか【就学前児童の保護者調査】



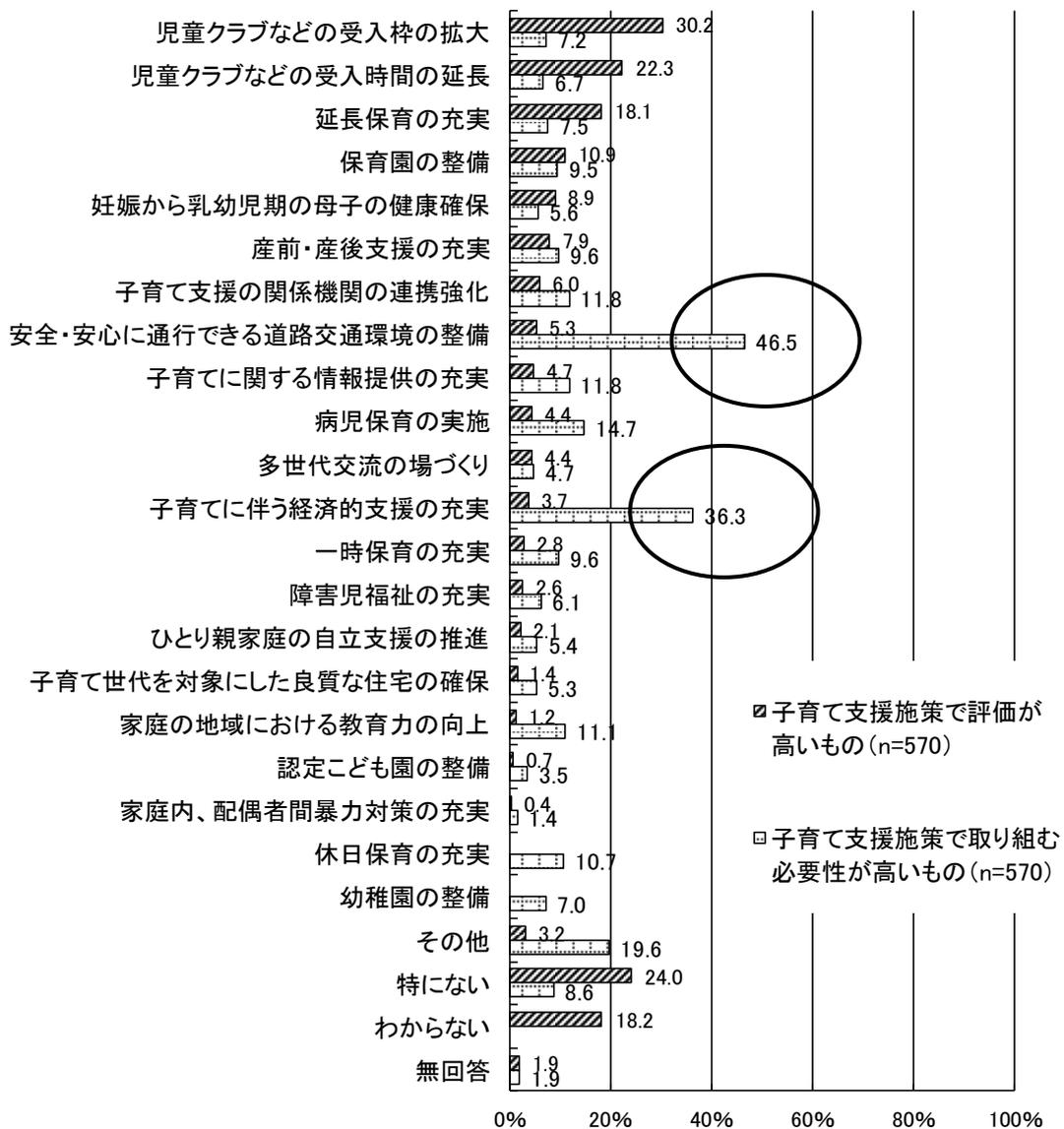
図表 12 北名古屋市は、子育てをしやすい市だと思いますか【低学年児童の保護者調査】



図表 13 北名古屋市の子育て支援施策で評価が高いもの・取り組む必要性が高いもの【就学前児童の保護者調査】



図表 14 北名古屋市の子育て支援施策で評価が高いもの・取り組む必要性が高いもの【低学年児童の保護者調査】



課題

- 「子育てコンシェルジュ」をはじめ、相談支援の窓口の周知及び利用の促進
- 第1期障害児福祉計画に基づき、児童発達支援等の充実とともに、医療的ケアを必要とする児童への支援等、新たな課題への対応
- 子育て家庭やひとり親に対する経済的支援の継続と充実

【事業の内容及び方針】

3-1 相談・情報提供体制の整備

事業名	内容及び方針	担当課	区分
利用者支援事業 (子育てコンシェルジュの設置)	子ども及びその保護者が、保育園や幼稚園等での教育・保育や、一時預かり、児童クラブ等の事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う子育てコンシェルジュを設置します。	児童課	継続
子育て支援センター事業	地域における子育て支援の核である子育て支援センターでは、保健センター等と連携し、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大といった問題に対応していきます。	児童課	継続
養育支援家庭訪問事業	育児支援の必要がある家庭に対し、子どもの健全な発達を促すことを目的に、保育士等を派遣します。	家庭支援課	継続
家庭・児童相談	家庭における人間関係の健全化・児童養育支援の充実を図るため、児童コーディネーター、家庭相談員、家庭児童相談員を配置し、相談・指導・援助を行います。	家庭支援課	継続
保育園開放や親子あそびの開催等	保育園の開放や、児童館の親子遊びの開催等により、子育てへの相談や悩みの対応を図るとともに、必要に応じ関係機関の紹介を行います。	児童課	継続
子育て情報誌配布	赤ちゃん訪問時に子育て情報誌を配布し、地域の子育てに関する情報源として、より身近に役立つ情報を提供します。	児童課 健康課	継続
子育て支援サイト	子育て支援サイトについて、地域の子育てに関する情報源として、より身近に役立つ情報を提供します。	児童課	継続
民生委員・児童委員、主任児童委員の相談等活動	子育て家庭にとって身近な相談的役割を担う民生委員・児童委員、主任児童委員のさらなる積極的な活動を推進します。	社会福祉課	継続

3-2 ひとり親家庭への支援

事業名	内容及び方針	担当課	区分
母子家庭等自立支援給付金	自立支援教育訓練促進給付金や高等職業訓練促進給付金を中心に、離婚相相談や手当現況届出の際に広く周知し、利用者増を図りながら母子・父子家庭の自立を推進します。	家庭支援課	継続
母子・父子自立支援員の設置	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭への支援を実施します。	家庭支援課	継続
ひとり親家庭等日常生活支援	日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じているひとり親家庭で、その児童又はその家族がサービスを必要とする場合に、ホームヘルパーを派遣します。	家庭支援課	継続
母子寡婦福祉協議会活動	母子、寡婦家庭同士の交流に向けて、母子寡婦福祉協議会の活動の充実を図り、参加を促進します。	家庭支援課	継続
児童扶養手当等	児童扶養手当、県遺児手当、市遺児手当、母子・父子家庭医療費の助成等の各種制度の周知を図り、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に取り組みます。	児童課 国保医療課	継続
ひとり親家庭子育て短期支援事業	母子・父子家庭で、児童を養育している保護者が疾病等の社会的な事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合で他に養育者がいない児童を、児童福祉施設等において一時的に養育することにより児童及び家庭の福祉の向上を図ります。	家庭支援課	継続

3-3 障害児施策の充実

事業名	内容及び方針	担当課	区分
ひまわり園・ひまわり西園における児童発達支援事業	心身障害児通園所に児童と保護者が一緒に通園し、日常生活の基本的動作の習得や集団生活に適應すること等ができるよう児童発達支援の提供を行います。 また、子どもの成長に応じた親の関わり方等の情報交換の機会を提供します。	児童課 家庭支援課	継続

事業名	内容及び方針	担当課	区分
ひまわり西園の建て替え	ひまわり西園の建て替えに併せて、児童発達支援に関する受け入れ体制の強化や支援機能の充実を図ります。	児童課	新規
特別支援教育	障害のある児童生徒や注意欠陥、多動性障害、高機能自閉症等の状態を示す児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、学校生活上の介助や学習支援、安全確保等の適切な指導を行います。	児童課 学校教育課	継続
発達障害を有する児童の総合的な支援体制の整備	発達障害に対する啓発やPRを行うとともに、支援体制や発達障害への理解促進を図ります。 また、市の発達障害関係の事業について、ライフステージごとに支援体制、相談体制等と関係各課で整理し、かつ、事業相互の連携を図ります。	児童課 健康課 学校教育課 社会福祉課 家庭支援課	継続
家庭相談員や作業療法士による子育て相談等	子どもの発達や成長面での不安、悩みに対し、家庭相談員や作業療法士による子育て相談、臨床心理士・言語聴覚士の発達相談等、療育施設での相談体制の充実を図ります。 また、各種研修機会の拡充を図り、療育施設の職員や保育園職員の資質の向上に努めます。 さらに、児童コーディネーターを配置し、療育施設・保育園・学校・相談支援事業所等との連携を強化します。	児童課 家庭支援課	継続
障害児保育	障害を有する児童の処遇向上を図るため、加配保育士の配置、保育士の専門性向上や、他機関との連携による障害児保育を推進します。	児童課	継続
障害福祉サービス	障害者総合支援法に基づき、居宅介護（ホームヘルプサービス）、短期入所（ショートステイ）等にかかる給付を行い、障害を有する児童の家庭を支援します。	児童課 社会福祉課	継続
地域生活支援事業	障害者総合支援法に基づき、相談支援・地域活動支援センター・移動支援・日中一時支援・生活サポート支援・日常生活用具給付等を実施します。	社会福祉課	継続

事業名	内容及び方針	担当課	区分
保護者同士の交流	療育施設を拠点に、障害を有する児童の保護者同士の交流機会と学びの場を提供します。	児童課 社会福祉課	継続
特別児童扶養手当等	障害を有する児童を扶養する家庭を支援するため、特別児童扶養手当、障害児通園通学費助成、特別支援教育就学奨励費、障害（児）者扶助料の支給、障害者医療費の助成、障害者タクシー利用等補助事業等の経済的な支援制度の周知・活用を図ります。	児童課 国保医療課 学校教育課 社会福祉課	継続
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を検討します。	児童課 社会福祉課	新規

3-4 経済的負担の軽減

事業名	内容及び方針	担当課	区分
各種手当の支給	国の政策動向を把握しつつ、児童手当をはじめとする各種手当の支給について、適切に対応していきます。	児童課	継続
私立幼稚園就園奨励費補助の実施	園児の保護者に対し、その世帯状況に応じた助成を継続します。	児童課	継続
子ども医療費の助成	18歳以下（18歳到達年度の末日）の児童の入・通院費を助成し、受給者の医療費負担をなくします。	国保医療課	継続
教育に対する経済的支援の実施	経済的理由により就学困難な児童生徒が、就学するために必要な経費に対し援助を行います。 また、私立高等学校等に在学する生徒を有する世帯に助成金を交付し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課	継続
保育環境の整備・充実	園児が安全・快適に保育園での生活が送れるよう、施設のバリアフリー化、設備の充実・改善等を計画的に進めるとともに、老朽化が進んでいる施設から計画的に建て替えを行います。 また、公設民営化による効率的な保育園の運営を検討します。	児童課	継続
幼児給食費の無料化	次世代を担う子どもが健やかに育まれる環境を整えるため、保育園・認定こども園・幼稚園・児童発達支援事業所の幼児給食費の無料化を推進します。	児童課	新規

4 子育てと社会参加の両立支援

- 質の高い幼児期の教育・保育の充実
- 放課後児童対策の充実
- 子育て世代の学習機会の充実
- 働きやすい環境づくりの整備

施策の基本目標

- 本市は、ニーズに応じた幼児期の教育・保育、子育て支援事業の充実を図るとともに、企業による取組を促しながら、子育てと社会参加の両立支援を図ります。

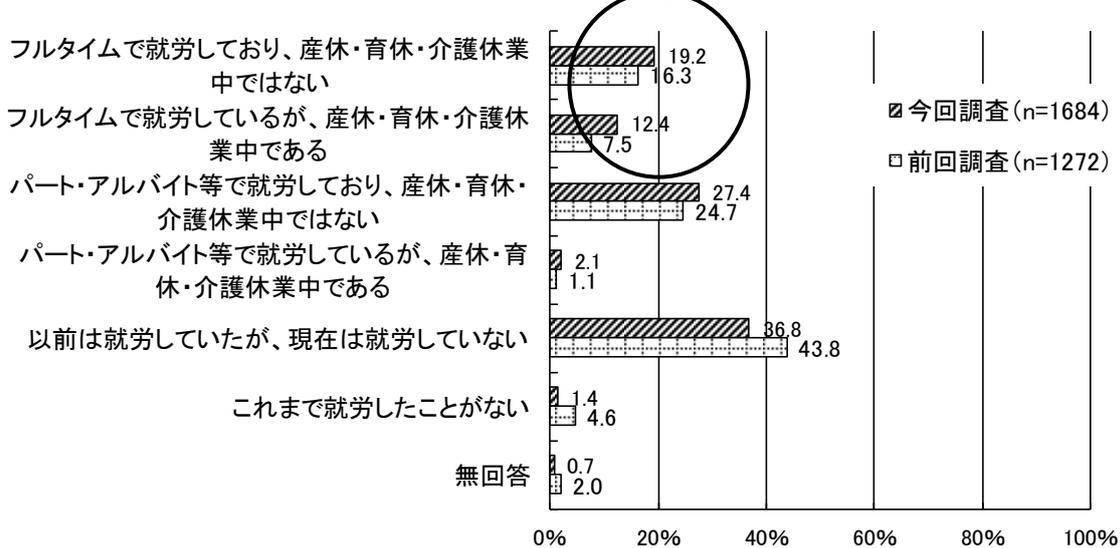
施策の実施状況及び市民ニーズ等

- 本市では、特に0～2歳児の保育需要の拡大に対応するため、平成27年以降、小規模保育事業所(定員6人～19人)の整備に努めて、11か所まで拡充したほか、平成29年度に九之坪保育園の新設を図りました。
- 教育・保育の質の確保・向上を図るため、保育園の各種研修を支援しています。
- 放課後児童対策として、児童クラブについては、小学6年生までの事業対象の拡大や共働き家庭の増加に伴う需要拡大に対応するため、平成27年度以降、各小学校区においてクラブの新設や改修、増築を図っています。また、放課後子ども教室については、全小学校区で3年生から6年生までのすべての児童を対象に実施しています。
- 各種子育て講座等を通じた保護者への支援に努めているほか、働きやすい環境づくりとして、男女共同参画推進事業の推進とともに、就職支援等を実施しています。
- アンケート調査によると、就学前の母親の就労状況は、フルタイム就労の割合が約3割(31.6%)と、前回調査(23.8%)から上昇しており、保育需要の拡大を表す結果となっています。【図表15参照】
- 就学前の家庭で、希望した時期に希望した施設等(保育園、幼稚園、認定こども園等)を「利用できた」という割合が82.6%に達し、前々回や前回調査から大幅に上昇しています。【図表16参照】
- 私用、親の通院、就労等の目的で不定期に利用する一時預かり等について、「利用したい」という方が42.8%と、前回調査から上昇しており、本年10月から導入される幼児教育・保育の無償化の対象ともなっていることから、今後の需要拡大を見通す結果となっています。【図表17参照】

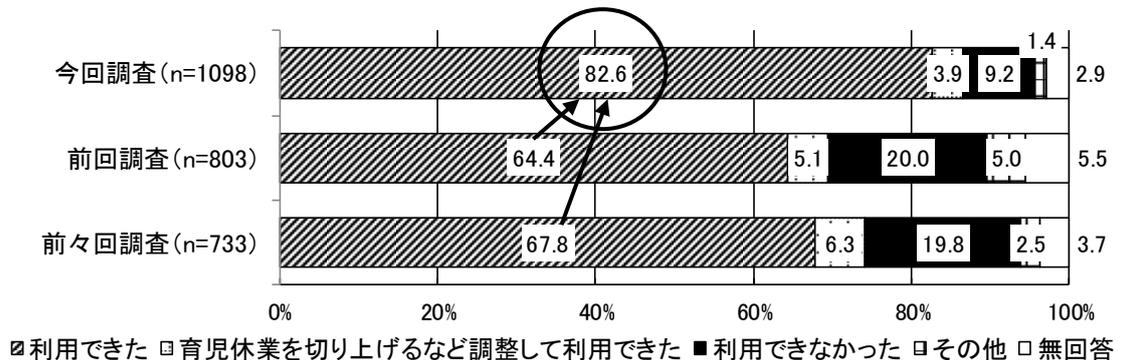
■ 就学前の5歳児の保護者における、小学校就学後の放課後の過ごし方の意向は、前回調査と比べて、小学校低学年（1～3年生）の間、小学校高学年（4～6年生）の間のいずれも、「児童クラブ」の利用希望率が上昇しており、小学校低学年（1～3年生）の間は半数以上の家庭が利用を希望するなど、母親の就労状況の変化に伴う児童クラブの需要拡大を表す結果となっています。小学校高学年（4～6年生）の間については、「放課後子ども教室」の利用希望率も上昇しています。【図表18・19参照】

■ 放課後子ども教室の利用を希望する家庭のうち、活動として「宿題」を希望する割合が91.8%と最も高く、残りの活動は50%～60%程度の回答率となっています。【図表20参照】

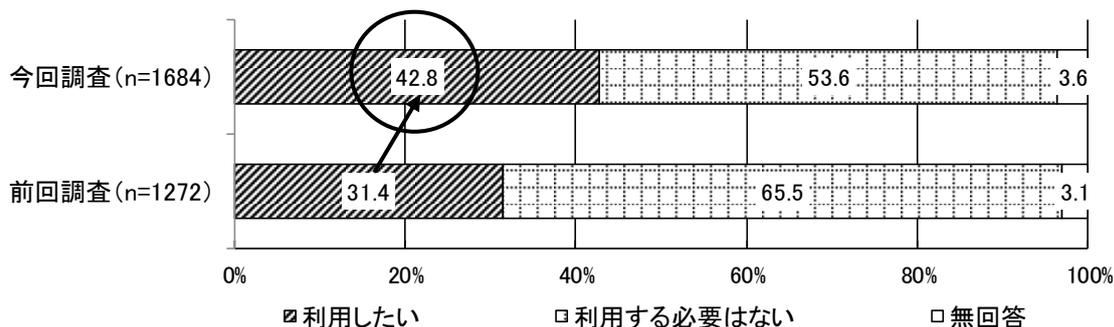
図表 15 母親の就労状況【就学前児童の保護者調査】



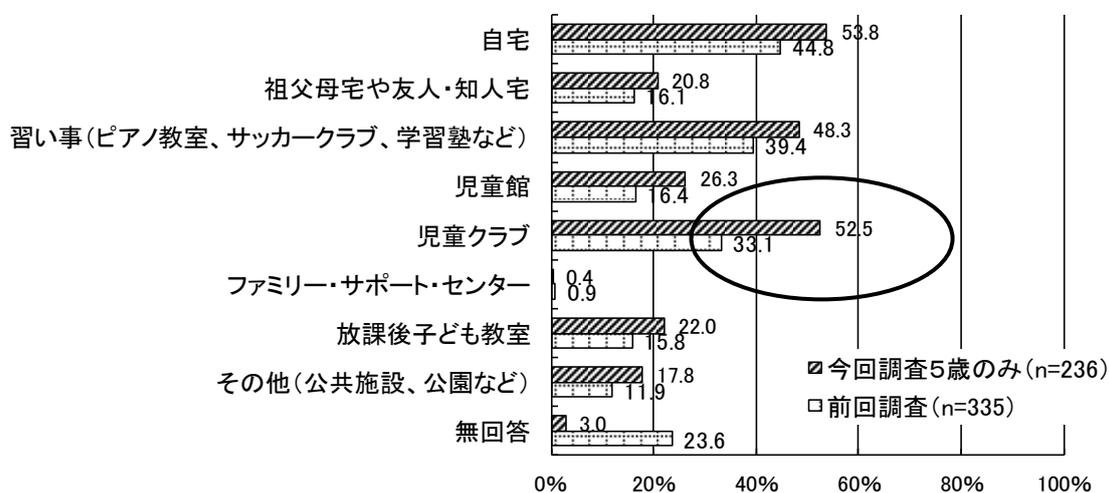
図表 16 希望した時期に希望した施設等を利用することができましたか【就学前児童の保護者調査】



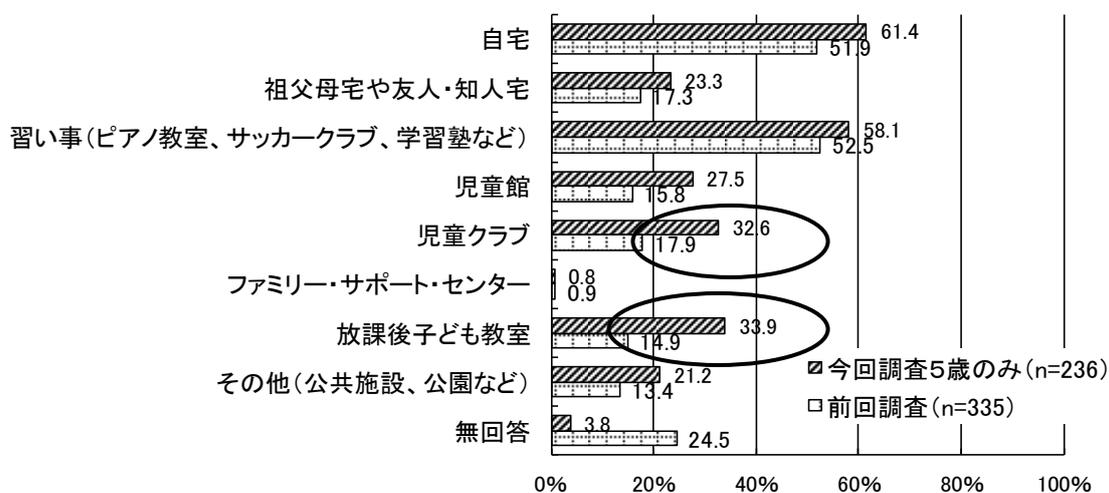
図表 17 私用、親の通院、就労等の目的で不定期に利用する一時預かり等の利用希望【就学前児童の保護者調査】



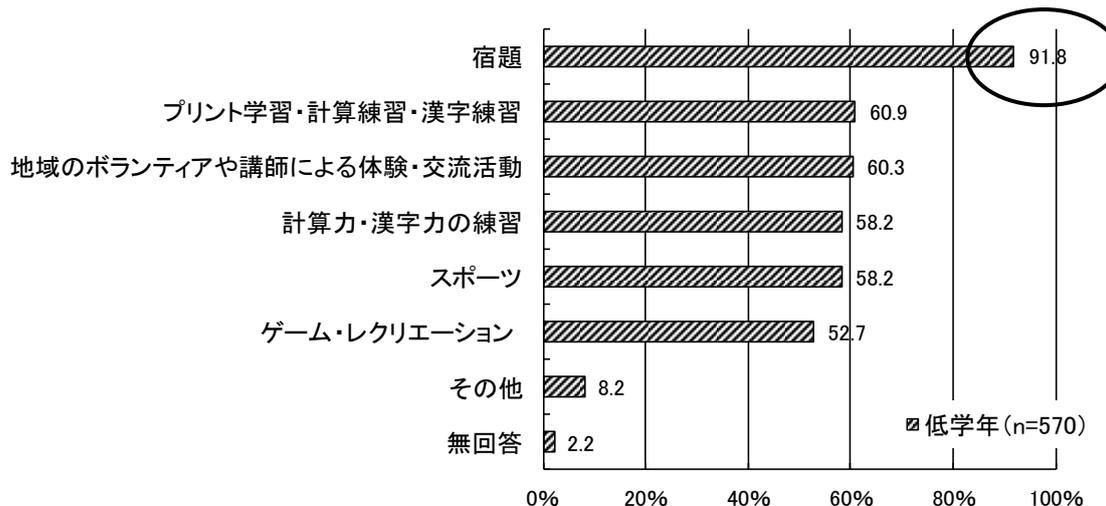
図表 18 小学校低学年（1～3年生）の間、放課後を過ごさせたい場所【就学前児童の保護者調査】



図表 19 小学校高学年（4～6年生）の間、放課後を過ごさせたい場所【就学前児童の保護者調査】



図表 20 放課後子ども教室で行われている活動のうち、希望するもの【低学年児童の保護者調査】



課題

- 需要に応じた幼児期の教育・保育サービスの充実とともに、一時預かりをはじめ、地域子ども・子育て支援事業の充実と利用促進
- 需要やニーズに応じた児童クラブ及び放課後子ども教室の充実
- 仕事と子育ての両立支援に向けた、男女で子育ての負担をシェアするような働き方改革や育児休業等支援制度を活用できる環境づくり

【事業の内容及び方針】

4-1 質の高い幼児期の教育・保育の充実

事業名	内容及び方針	担当課	区分
幼児期の教育・保育	子ども・子育て支援新制度に基づく特定教育・保育施設（保育園、幼稚園、認定こども園）の充実とともに、地域型保育事業、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園、認可外保育施設等、市内の教育・保育施設等が一体となって、教育・保育ニーズに応えていきます。	児童課	継続
休日保育	民間委託による日曜日及び祝日の休日保育の実施を検討します。	児童課	継続
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園における「一時預かり事業（幼稚園型）」の委託を実施します。	児童課	継続

事業名	内容及び方針	担当課	区分
子育て短期支援事業	親の病気、残業等の場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ（宿泊を伴う預かり）、トワイライトステイ（夕方から夜間の預かり）について、実施を検討します。	児童課	継続
保育施設の環境整備	老朽化施設の建て替えと保育ニーズに合わせた民営化等を計画的に進めます。	児童課	新規
幼稚園と保育園の連携強化	子ども・子育て支援新制度に合わせ、幼稚園の意向を踏まえながら、幼保一体化に向け、幼稚園と保育園の連携を強化し、利用者のニーズに合った、質の高い保育・教育を提供します。	児童課	継続
質の高い教育・保育の提供	質の高い保育サービスを提供できるよう、研修費、時間、体制の確保を図り、年間研修計画や園内研究等により保育園職員の資質の向上に努めます。 また、定期的に保育サービスの利用者満足度調査を実施し、サービスの改善に努めます。 さらに、教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者（幼児教育アドバイザー）の育成・配置を検討します。	児童課	継続
認可外保育施設の指導・監督及び補助金の交付	良好なサービスが提供されるよう認可外保育施設の保育内容の指導・監督等を県と共に実施します。 また、事業者に対し児童福祉の向上を図るため、補助金を交付します。	児童課	継続
一時預かり、病児保育等（地域子ども・子育て支援事業）	民間医療機関に委託して病児保育事業を開始しており、事業の周知と利用促進を図るとともに、私立幼稚園への一時預かり事業の委託を行うなど、核家族化や女性の社会進出の増加に伴い多様化する保育ニーズに対応します。	児童課	継続
延長保育事業の充実	保育標準時間認定を超える保育ニーズに対応するために、民間委託等による延長保育の実施を検討します。	児童課	新規

4-2 放課後児童対策の充実

事業名	内容及び方針	担当課	区分
放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	需要に応じた施設・設備の整備を順次進めます。 特に夏休み等の長期学校休業時にニーズが増加するため、対策を検討していきます。	児童課	継続
放課後子ども教室	放課後の児童の安全・安心な居場所となる放課後子ども教室を全小学校で実施します。 また、児童クラブとの一体的運営により連携を強化し、放課後児童対策の充実に努めます。	生涯学習課 児童課	継続
ファミリー・サポート・センター事業	児童クラブで対応できない需要については、ファミリー・サポート・センターの周知・利用を促進します。	児童課	継続
登録制お弁当タイム	子どもの孤食問題に対応するため、学校休業日に集団で昼食をする場を提供します。	児童課	継続

4-3 子育て世代の学習機会の充実

事業名	内容及び方針	担当課	区分
子育て講座	子育て支援センター、保健センター、保育園等において、乳幼児をもつ親を対象に学識経験者による、子育てに関する講演会を開催します。 父親向け講座を開催し、父親の子育て参加を促していきます。	児童課 健康課	継続
いきいき子育て講座	子育て中の方やこれから親になろうとする方を対象に、「いきいき子育て講座」を開催し、子育ての支援を図ります。	生涯学習課	継続
親子教室	親子のふれあいを深め、子どもの豊かな感性を養うことを目的に、生涯学習講座（前期・後期）で親子教室を実施します。	生涯学習課	継続

4-4 働きやすい環境づくりの整備

事業名	内容及び方針	担当課	区分
男女共同参画推進事業	男女共同参画情報紙の発行、ホームページや各種パンフレットを活用し、男女の固定的な役割分担意識の是正やワーク・ライフ・バランスの周知に努めます。	市民活動推進課	継続
就職支援等事業	ハローワーク以外にも、国が設置を進めたサポートステーションにおいて、求職活動者対策が行われていることから、広報やホームページ等において、このサポートステーションを含めた関係機関の周知を図ります。	商工農政課	継続
育児・介護休業法、ファミリーフレンドリー企業等の普及	広報やホームページ、各種パンフレット等を活用し、事業所や商工会等へ、育児・介護休業法、ファミリーフレンドリー企業等の普及を呼びかけます。	商工農政課	継続

5 子育てを支え合う地域づくり

- 子どもを地域で育てる意識づくり
- 子育て交流・コミュニティづくり
- 地域の子育て支援体制の整備
- 要配慮・保護の児童及び家庭への対応

施策の基本目標

- 本市は、地域社会全体で子育てや子どもの育ちに関わり、地域が子育て家庭に寄り添って、子育てを支え合う地域づくりを図ります。

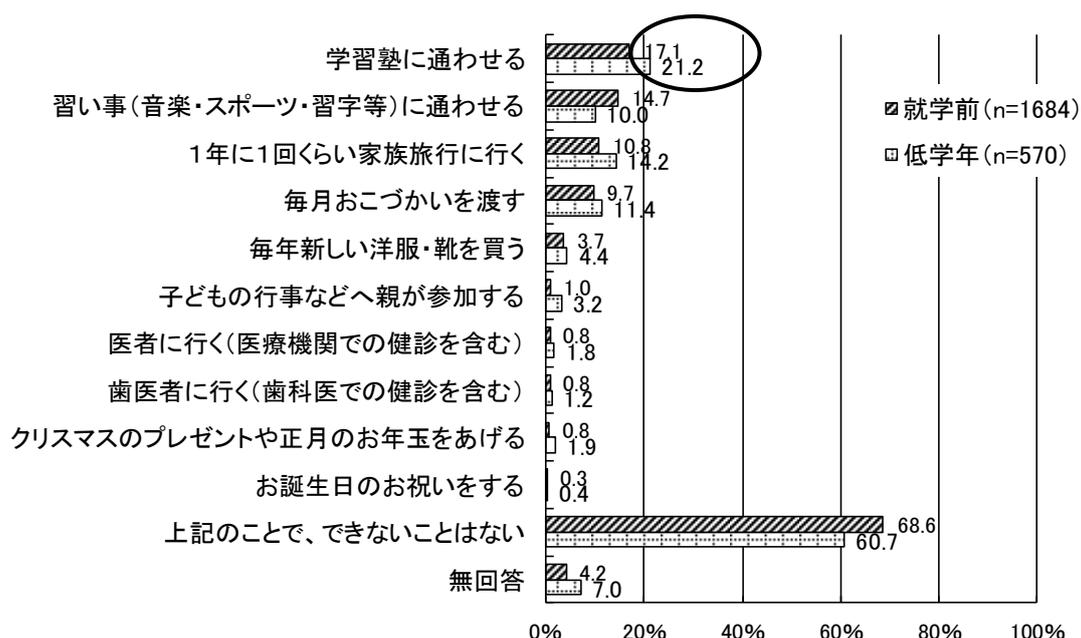
施策の実施状況及び市民ニーズ等

- 本市では、子どもを地域で育てる意識づくりを図るために、児童複合施設（あさひ子どもふれあいセンター、風と光こどもの国、久地野ほほえみ広場）を拠点とする多世代交流活動をはじめ、思い出ふれあい（回想法）事業等を通じて、高齢者等との交流活動を推進しています。
- 子育て支援センターにおける子育て広場やサロン室の開放、子育てクラブの開催、学校支援地域本部事業を通じた学校・家庭・地域の連携等、子育て支援のコミュニティづくりを進めています。
- 児童虐待の防止や早期対応にあたっては、要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関等とのネットワークを強化し、情報の共有と迅速な対応に努めています。
- アンケート調査によると、家庭で経済的にできないことは、「学習塾に通わせる」が最上位となっており、就学前では17.1%、低学年では21.2%の回答率となっています。【図表21参照】

課題

- 児童複合施設や教育・保育施設、思い出ふれあい（回想法）事業等、様々な機会を通じて、子どもや子育て家庭、そのほかの住民同士の交流機会の充実
- 子育てサークルの活動への支援等、親同士の交流やコミュニティづくりを支援する取組の充実
- 児童虐待防止や子どもの貧困対策、外国人の子どもと保護者への支援・配慮等、要配慮・保護児童や家庭に対し、地域ぐるみでの取組の強化

図表 21 ご家庭で経済的にできないこと【就学前児童・低学年児童の各保護者調査】



【事業の内容及び方針】

5-1 子どもを地域で育てる意識づくり

事業名	内容及び方針	担当課	区分
はぐみんカード事業	地域社会全体で子育て家庭を支え、地域で子育てを応援するという気運を盛り上げるため、愛知県と協働し、「はぐみんカード」を協賛店舗や施設で提示すると、お店が独自に設定している特典が受けられるという取組を推進します。	児童課	継続
広報北名古屋や子育てだよりへの啓発記事掲載	広報北名古屋や子育てだより、市のホームページのほか、子育て支援サイトを活用し、子育ての楽しさを伝える具体的な内容の啓発記事の掲載等により、「子育ては楽しい」という市民意識の醸成に努めます。	児童課	継続
地域での異世代交流活動	児童複合施設（あさひ子どもふれあいセンター、風と光こどもの国、久地野ほほえみ広場）を拠点に、高齢者とのふれあいの場を設け、地域での異世代交流活動を推進します。	児童課	継続
保育園の開放	保育園を開放し、親子で遊んだり、親同士の交流の場を提供します。	児童課	継続
P T A や保護者会等への父親参加	P T A 活動や保護者会等に父親が参加しやすいよう、活動の曜日・時間等を考慮します。	児童課 学校教育課	継続

事業名	内容及び方針	担当課	区分
思い出ふれあい（回想法）事業	<p>回想法スクール修了者（いきいき隊）と園児・児童が、昔の遊びや暮らしの伝承、昔話等をととして、世代間の交流を深めることを目的に実施します。</p> <p>子どもたちには高齢者に接することで、学び敬う機会となり、高齢者には子どもたちから元気をもらう機会となります。</p>	<p>高齢福祉課 児童課</p>	継続

5-2 子育て交流・コミュニティづくり

事業名	内容及び方針	担当課	区分
子育てサークルの活動支援	<p>自主的な子育てサークルに対して、身近な活動場所の提供や情報提供、サークル同士の交流機会の提供等、活動への支援に努めます。</p>	児童課	継続
子育て広場やサロン室の開放、子育てクラブ等	<p>子育て広場やサロン室の開放、子育てクラブの開催等、子育て支援センターを拠点に子育ての大切さを啓発します。</p> <p>また、親同士の交流の場の充実を図り、学びの場の活用を促進します。</p>	児童課	継続
自主活動グループの育成	<p>児童館で開催する親子遊び、保育園・幼稚園保護者会や学校PTA活動等を機会とする交流を促進するとともに、自主活動グループを育成します。</p>	児童課	継続
各種交流事業	<p>ひよこサークル（親子ふれあい広場）等、各種交流事業については、効果的な実施方法を検討し、実施します。</p>	<p>児童課 健康課</p>	継続
学校支援地域本部事業	<p>学校・家庭・地域が力をあわせて地域の子どもを育てる体制を推進するため、市内全校に推進員の配置を目指すとともに、推進員のスキルアップや後継者の育成により、事業の充実を図ります。</p>	生涯学習課	継続
コミュニティ・スクール事業	<p>学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的推進・運営による北名古屋市版コミュニティ・スクールの充実により、学校・家庭・地域が連携した取組を実施し、子どもたちの学びを支え、「生き抜く力・学力」の向上を図るとともに、家庭の「教育力」の向上や地域への愛着、地域の「絆」の強化を図ります。</p>	学校教育課	継続

5-3 地域の子育て支援体制の整備

事業名	内容及び方針	担当課	区分
ファミリー・サポート・センター事業	0歳児から小学6年生の児童を対象に、会員制で育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。 また、地域での子育てを助け合い支援する活動の輪をさらに広げることを目指し、保育士や看護師等の資格の有無を問わず、より多くの方に援助会員としての参加を呼びかけます。	児童課	継続
児童館の「地域ふれあい会」	児童館が児童健全育成の地域活動の拠点となり、地域の各種団体のネットワークによって、子育てのしやすい地域づくりを図るため、全児童館で「地域ふれあい会」を開催し、地域の子育ての情報交換と支援、児童館行事への参加・協力を促進します。	児童課	継続
託児ボランティアの育成	ファミリー・サポート・センターの援助会員の講習を兼ね、託児ボランティアの養成講座を開催します。	児童課	継続
青少年育成会議	青少年の健全育成を図るため、毎年度重点目標を掲げ、あいさつ運動や啓発活動等を実施しており、今後も広く市民の総意を結集し市の施策と呼応して、次代を担う青少年の健全な育成を図ります。	家庭支援課	継続
民生委員・児童委員、主任児童委員の活動	身近な地域で子育てを支援する体制づくりとして、民生委員・児童委員や主任児童委員の活動の充実を図ります。	社会福祉課	継続

5-4 要保護児童・家庭への対応

事業名	内容及び方針	担当課	区分
DV対策の推進	DV対策基本計画に基づき、「DVの予防・啓発」「DV被害者への支援」を推進します。	市民活動推進課 家庭支援課 児童課 学校教育課	継続
ひきこもり対策訪問支援	外出が困難なひきこもり者に対する支援機能を強化するために、その保護者・家族からの依頼により訪問支援員が家庭訪問を実施し、ひきこもり者及び保護者・家族に対し支援を行い、ひきこもり者が社会参加できるように促します。	家庭支援課	継続

事業名	内容及び方針	担当課	区分
居場所支援	<p>ひきこもり、ニート、不登校及び非行犯歴のある若者に対して、人とのふれあいの機会と場の提供を行います。</p> <p>また、身近な地域における居場所として社会参加の支援を行うことにより、地域住民とふれあい、顔見知りになることにより、地域で声かけや見守りができる体制づくりを図ります。</p>	家庭支援課	継続
児童虐待防止相談及び要保護児童への対応	<p>虐待の相談や通報等の情報提供を受け、児童虐待防止相談及び要保護児童への対応を行うとともに、地域や身の回りで虐待が疑われる場合等の通告義務や通告先を広く周知し、協力を呼びかけて児童虐待対策の充実を図ります。</p> <p>また、地域や関係機関との連携を強化し、虐待予防及び早期発見、早期対応に努めるとともに、虐待の原因を探り、継続的な家庭支援を図ります。</p>	児童課 家庭支援課 健康課	継続
要保護児童対策地域協議会	<p>定期的に要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、迅速な対応ができるよう適切な時期の個別ケース検討会議の充実を図ります。</p> <p>また、関係機関等とのネットワークを強化し、必要に応じ、学識経験者からの指導・助言を受けるなど、増加する虐待ケースの対応に努めます。</p>	家庭支援課 社会福祉課 児童課 学校教育課 健康課	継続
虐待の通告義務の周知	<p>虐待発見者の通告義務について、保育園や幼稚園、学校のほか、広く市民に周知し、虐待の早期発見に努めます。</p>	家庭支援課	継続
要支援乳幼児家庭の把握	<p>乳幼児健康診査や育児相談、家庭訪問等により、育児困難家庭や虐待等を把握します。</p>	健康課	継続

事業名	内容及び方針	担当課	区分
子どもの貧困対策の推進	<p>愛知県の「子どもが輝く未来へのロードマップ」（平成 31 年 2 月改訂）の方向性を踏まえつつ、次の取組の検討・実施に努めます。</p> <p>【教育の機会の均等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学習支援事業の充実を図ります。 <p>【健やかな成育環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが安心して過ごせる居場所として、需要に応じた児童クラブの確保を図ります。 <p>【支援体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世代包括支援センターを通じて、生活困窮世帯の子どもと保護者を支援します。 	<p>児童課 学校教育課 健康課</p>	<p>継続</p>
外国人の子どもと保護者への支援・配慮	<p>地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえた適切な支援を検討します。</p>	<p>児童課 学校教育課 健康課 家庭支援課</p>	<p>継続</p>
子ども家庭総合支援拠点の設置	<p>市内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、コミュニティを基盤としたソーシャルワークの機能を担い、実情の把握や情報提供、相談等への対応、要保護児童等への対応及び支援等、関係機関と連携して身近な場所で寄り添って継続的に支援する「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。</p>	<p>家庭支援課</p>	<p>新規</p>

6 子ども・子育てに配慮したまちづくり

- 子育てしやすい生活環境の整備
- 安全な遊び場の整備
- 子ども等の安全の確保

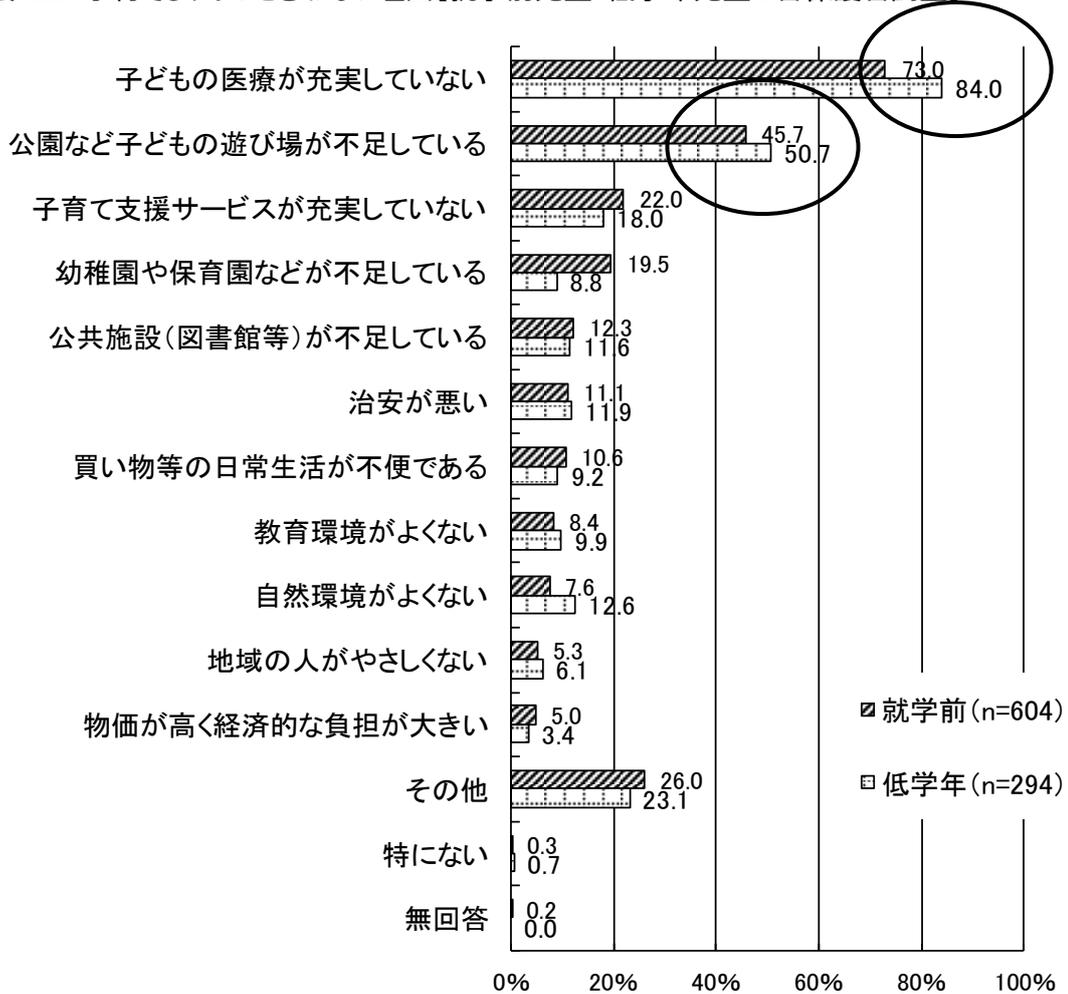
施策の基本目標

- 本市は、子ども連れの親等が安心して外出でき、子どもが安全に遊べるよう、子ども・子育てに配慮したまちづくりを図ります。

施策の実施状況及び市民ニーズ等

- 本市では、公共施設の修繕・改修にあたって、設備のバリアフリー化や子ども連れに配慮した授乳室の設置等に努めており、平成27年度から29年度にかけて、総合体育館のトイレ改修やジャンボプールへの授乳室設置等を図りました。
- 安全な遊び場として、児童館の館庭の開放を行っているほか、児童遊園の管理・運営にあたり、地域の住民による清掃管理等自主的な管理・運営を推進しています。
- 子ども等の安全の確保にあたっては、小学校における保護者やスクールガードによる付添登下校、見守り・見回り等の不審者対策をはじめ、防犯対策を推進しているほか、子どもたちへの交通安全教育の実施とともに、保育園や幼稚園、学校、児童館、療育施設における防災対策等を実施しています。
- アンケート調査によると、北名古屋市について子育てしやすいと思わない理由については、就学前、低学年ともに「子どもの医療が充実していない」という理由に次いで、「公園など子どもの遊び場が不足している」が上位にあがっています。【図表22参照】
- 子育て支援施策で取り組む必要性が高いものは、就学前、低学年ともに「安全・安心に通行できる道路交通環境の整備」が最上位です。【26・27ページ図表13・14参照】

図表 22 子育てしやすいと思わない理由【就学前児童・低学年児童の各保護者調査】



課題

- 公共施設の新設・修繕・改修にあわせた、子どもや子ども連れに配慮したまちづくりの計画的な推進
- 安全な遊び場の確保と充実
- 子どもの安全を守るため、不審者対策をはじめとする防犯対策、交通安全対策、防災対策等の取組の推進

【事業の内容及び方針】

6-1 子育てしやすい生活環境の整備

事業名	内容及び方針	担当課	区分
公共施設等の整備事業	公共施設等の新設にあたっては、男女トイレにベビーシート・ベビーキープの設置、授乳室の設置、託児スペースの確保等に努めます。	総務課 健康課 児童課 都市整備課 生涯学習課 スポーツ課	継続
各種交通安全施設	市道の交通量の多い路線や児童生徒の通学路を中心に、歩道やガードレール・カーブミラーの設置等、各種交通安全施設等の整備を計画的に進めます。 また、地域の実態にあった交通規制の強化を関係機関へ要請します。	防災交通課 都市整備課 施設管理課	継続
環境美化活動	学校や自治会、市内事業所等と連携を図りながら、環境美化の活動を推進します。	環境課	継続
市内循環バス「きたバス」の運行	路線バスの運行による交通機関の整備を行うことで、利便性と安全・安心を兼ね備えた質の高い生活環境を創出します。	防災交通課	継続

6-2 安全な遊び場の整備

事業名	内容及び方針	担当課	区分
既存施設を活用した遊び場づくり	公共施設や公園等の地域の施設を開放し、子どもが活用しやすいように検討します。 また、子ども会等と連携し、既存施設を活用した移動児童館を実施するとともに、安全管理を行うボランティアの確保に努めます。	児童課 施設管理課 生涯学習課	継続
公園・広場・緑地等の充実・整備	児童等が安心して遊べる場として、また、防災面の強化を図るため、市街地や集落内に、緑の基本計画に基づく身近な街区公園や児童遊園の計画的な整備、広場等の保全に努めます。	防災交通課 都市整備課	継続
児童遊園の管理・運営の促進	市民協働モデル事業を進め、地域の住民による清掃管理等自主的な管理・運営を推進します。	市民活動推進課 施設管理課	継続

6-3 子ども等の安全の確保

事業名	内容及び方針	担当課	区分
地域防犯パトロール等	小学校では、警察署の協力により防犯意識を高めるとともに、保護者や地域住民の協力を得て、登下校時の見守り活動や付き添い登校を促進し、地域ぐるみで犯罪抑止に努めます。	学校教育課	継続
小学生への防犯教室、中学生への護身術教室等	小学生への防犯教室、中学生への護身術教室の内容の充実、防犯ブザーの配布等、犯罪に対する子どもの防犯教育を実施します。	学校教育課	継続
安全なまちづくり条例の施行	「安全なまちづくり条例」に基づく事業を実施します。	防災交通課	継続
交通安全教育	交通安全関係機関・団体等との連携のもと、保育園、学校、地域社会等あらゆる機会をとらえ、交通安全教育の徹底に努めます。	防災交通課 児童課 学校教育課	継続
チャイルドシート貸出	北名古屋市交通安全協会の協力を得て、チャイルドシートの貸出を行います。	防災交通課	継続
交通安全施設整備の要望	交通事故の発生原因の分析等を徹底し、信号機や横断歩道等、交通安全施設の充実・整備を関係機関へ要請し、交通事故の防止に努めます。	防災交通課	継続
防犯灯等の整備	夜間における犯罪の未然防止と通行の安全性確保のため、必要な箇所に防犯灯等の整備を進め、犯罪のない明るいまちづくりに努めます。	防災交通課	継続
防犯の日パトロール等	地域安全情報等の迅速な周知、セーフティパトロール、防犯の日パトロールを実施し、市内の犯罪抑止に努めます。	防災交通課 学校教育課	継続
公共施設の耐震化	広く耐震化の必要性を啓発し、利用者の安全を図るために、公共施設の耐震化を計画的に進めます。	総務課 児童課	継続
防災訓練と防災施設・設備の整備	保育園や幼稚園、学校、児童館、療育施設における防火・防災意識の高揚を図れるよう周知に努めます。 なお、避難所に指定している小学校に、防災倉庫や備蓄品等を整備していきます。	防災交通課 児童課 学校教育課	継続

事業名	内容及び方針	担当課	区分
有害情報の排除	<p>関係機関と連携し、青少年に対する有害図書・玩具の販売や性を売り物にした営業の規制、暴力や性を対象とする有害情報の排除等に努めます。</p> <p>また、スマートフォン等の普及とともに、インターネットを通じたいじめや有害サイトが問題となっていることを踏まえて、スマートフォンやパソコンのフィルタリング利用等の普及啓発を図り、有害環境対策に努めます。</p>	家庭支援課	継続

第4節 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実

- 本市は、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実に向けて、次のとおり、各事業についてアンケート調査結果等に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（確保量・内容）及び実施時期を設定します。
- 量の見込みの推計と確保方策等の設定の流れは、次のとおりです。

◇ 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、この区域ごとに、各事業の量の見込みと確保策を定めます。



◇ 家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのアンケート調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。



◇ 各事業（幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、アンケート調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。

なお、一部事業については、アンケート調査結果によらずに、事業実績等に基づき量の見込みの推計を行います。



◇ 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 家庭類型 × 事業の利用意向

計画期間（令和2～6年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを設定します。



◇ 量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、確保方策（確保量・内容）及び実施時期を設定します。

【家庭類型の分類について】

- アンケート調査結果に基づき、対象となる就学前児童の父母の有無、就労状況を踏まえて、タイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類するもので、家庭の就労状況による保育の必要性の判定をはじめ、各事業の利用対象者を抽出するために行うものです。
- 新制度における国の基準として、保育短時間（1日8時間）の利用対象者として、パートタイムの就労時間の下限は、1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定めることが基本となっており、本市は新制度における下限時間については、0～2歳は90時間、3～5歳は60時間と設定します。

1 教育・保育提供区域の設定

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位となる教育・保育提供区域を定めます。

1-1 教育・保育提供区域とは

- 教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。
- 子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等を記載することとなっています。

1-2 本市の区域設定の考え方

- 本市の教育・保育提供区域の設定にあたっては、区域内の量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育園利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること等のメリットから、市全域を1つの区域として、量の見込みと確保方策等を定めていきます。
- 児童クラブについては、従来どおり、小学校区を基本単位として、必要な需給調整を図ります。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策等

- 国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」等に基づき、幼児期の教育・保育の量の見込みを定めます。
- また、量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設（保育園、幼稚園、認定こども園）、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を定めます。

2-1 対象事業

- 量の見込みを設定し、確保方策及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表 23 幼児期の教育・保育

支給認定区分			対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上	専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園 ● 認定こども園 	教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施
	子どもが満3歳以上	共働きであるが、幼稚園等の利用を希望する家庭		教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施するとともに、預かり保育を実施
2号	子どもが満3歳以上	共働きの家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育園 ● 認定こども園 ● 認可外保育施設（企業主導型保育施設の地域枠※1等） 	両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応
3号	子どもが満3歳未満	共働きの家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育園 ● 認定こども園 ● 地域型保育事業（定員6～19人の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育） ● 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）※2 ● 認可外保育施設（企業主導型保育施設の地域枠等） 	両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応 地域型保育事業等で、上記と同様の対応

※1 企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の子どもを受け入れる枠（地域枠）を設けることができます。

※2 幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に取り入れる事業です。

2-2 量の見込みと確保方策等

- 幼児期の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業等の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

(1) 1号認定

量の見込みの考え方

- 1号認定は、事業実績と推計3～5歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

量の見込み及び確保量

区分	実績※	第2次計画					
	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み (必要利用定員総数/人)	980人	1,038人	1,053人	1,037人	1,023人	1,021人	
②確保量	特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)	-	10人	70人	70人	70人	70人
	確認を受けない幼稚園	1,144人	1,134人	1,134人	1,134人	1,134人	1,134人
過不足(②-①)	164人	106人	151人	167人	181人	183人	

※実績は、4月1日時点の申込者数

確保方策

- 1号認定は、子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園及び認定こども園において、必要利用定員総数の受け入れを図ります。

(2) 2号認定（教育ニーズ）

量の見込みの考え方

- 2号認定（教育ニーズ）は、事業実績と推計3～5歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

量の見込み及び確保量

区分		実績※	第2次計画				
		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数/人)		186人	204人	211人	211人	211人	214人
② 確保量	特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）	—	—	—	—	—	—
	確認を受けない幼稚園	231人	231人	231人	231人	231人	231人
過不足（②－①）		45人	27人	20人	20人	20人	17人

※実績は、4月1日時点の申込者数

確保方策

- 2号認定（教育ニーズ）は、子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園において、預かり保育により必要利用定員総数の受け入れを図ります。

(3) 2号認定（保育ニーズ）

量の見込みの考え方

- 2号認定（保育ニーズ）は、事業実績と推計3～5歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

量の見込み及び確保量

区分		実績※	第2次計画				
		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数/人)		1,230人	1,263人	1,270人	1,240人	1,213人	1,200人
② 確保量	特定教育・保育施設（認定こども園・保育園）	1,385人	1,420人	1,420人	1,420人	1,420人	1,420人
	認可外保育施設	—	—	—	—	—	—
過不足（②－①）		155人	157人	150人	180人	207人	220人

※実績は、4月1日時点の申込者数

確保方策

- 2号認定（保育ニーズ）は、既存の保育園の定員に加えて、公立保育園の民営化に伴う認定こども園の整備（令和2年度及び令和3年度）等により、必要利用定員総数の受け入れを図ります。

(4) 3号認定(0歳児)

量の見込みの考え方

- 3号認定(0歳児)は、就学前児童の保護者へのアンケート調査結果(利用意向)と推計0歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

量の見込み及び確保量

区分		実績※	第2次計画				
		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数/人)		48人	68人	76人	79人	80人	82人
② 確保量	特定教育・保育施設(認定こども園・保育園)	30人	33人	39人	39人	39人	39人
	地域型保育事業(小規模保育)	55人	55人	55人	55人	55人	55人
	認可外保育施設	12人	3人	3人	3人	3人	3人
過不足(②-①)		49人	23人	21人	18人	17人	15人

※実績は、4月1日時点の申込者数

確保方策

- 3号認定(0歳児)は、既存の保育園及び地域型保育事業(小規模保育)の定員に加えて、公立保育園の民営化に伴う認定こども園の整備(令和2年度及び令和3年度)等により、必要利用定員総数の受け入れを図ります。

(5) 3号認定（1・2歳児）

量の見込みの考え方

- 3号認定（1・2歳児）は、就学前児童の保護者へのアンケート調査結果（利用意向）と推計1・2歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

量の見込み及び確保量

区分		実績※	第2次計画				
		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数/人)		586人	580人	606人	601人	606人	616人
② 確保量	特定教育・保育施設（認定こども園・保育園）	482人	489人	494人	494人	494人	494人
	地域型保育事業（小規模保育）	125人	125人	125人	125人	125人	125人
	認可外保育施設	45人	10人	10人	10人	10人	10人
過不足（②－①）		66人	44人	23人	28人	23人	13人

※実績は、4月1日時点の申込者数

確保方策

- 3号認定（1・2歳児）については、既存の保育園及び地域型保育事業（小規模保育）の定員に加えて、公立保育園の民営化に伴う認定こども園の整備（令和2年度及び令和3年度）等により、必要利用定員総数の受け入れを図ります。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等

- 国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」等に基づき、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。
- また、量の見込みに対応するよう、各事業の確保方策及び実施時期を定めます。

3-1 対象事業

- 量の見込みを設定し、確保方策及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表 24 地域子ども・子育て支援事業

事業		事業概要	対象年齢等
1	利用者支援事業	<p>教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。</p> <p>【事業類型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援事業や保育園等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」 ● いわゆる保育コンシェルジュを市の窓口等に配置する「特定型」 ● 主に保健センターで保健師等が情報提供や支援プランの策定等を行う「母子保健型」 	0～5歳、1～6年生
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。子育て支援センター等	0～2歳
3	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	0歳
5	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。また、要保護児童対策協議会や虐待ネットワークも、本事業の区分	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等

事業		事業概要	対象年齢等	
6	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））	0～18歳	
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	0～5歳、1～6年生	
8	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業	幼稚園型	3～5歳（幼稚園在園児）
			保育所型	0～2歳
9	延長保育事業	保育認定（2号、3号）を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園において保育を実施する事業	0～5歳	
10	病児保育事業	病気又は病気回復期の児童について、医療機関・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業	0～5歳、1～6年生	
11	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	1～6年生	
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業	低所得で生計が困難である保護者の子ども	
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	幼稚園、保育園等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育園等の設置又は運営を促進するための事業	新規参入施設等の事業者	

※12及び13の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しませんが、必要な事業を実施します。

3-2 量の見込みと確保方策等

- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、各事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

(1) 利用者支援事業

量の見込みの考え方

- 利用者支援事業は、事業実績及び事業実施に関する今後の方針に基づき、量の見込みを設定しました。

量の見込み及び確保量

区分		実績	第2次計画				
		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (実施か所数/か所)		3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
② 確保量	基本型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	特定型	—	—	—	—	—	—
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

確保方策

- 利用者支援事業は、第2次計画期間も既存の3か所（市役所児童課、西子育て支援センター、保健センター）において事業を実施します。
- 市役所児童課及び西子育て支援センターでは、子育てコンシェルジュを配置し、保育園・幼稚園・小規模保育所・認可外保育所のほか、保育園一時保育・幼稚園一時預かり事業等についての情報提供とその他必要な支援を実施します。
- 保健センター（子育て世代包括支援センター）では、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する相談支援とともに、必要な方への支援プランの策定等を実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

量の見込みの考え方

- 地域子育て支援拠点事業は、就学前児童の保護者へのアンケート調査結果（利用意向）と推計0～2歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

量の見込み及び確保量

区分	実績	第2次計画				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延利用/人)	67,758人	68,890人	68,564人	68,128人	68,945人	70,033人
② 確保量	実施か所数	15か所	15か所	15か所	15か所	15か所
	年間延利用	67,758人	68,890人	68,564人	68,128人	68,945人

確保方策

- 地域子育て支援拠点事業は、第2次計画期間も既存の15か所（子育て支援センター及び児童センター6か所、児童館9か所）において、量の見込みの確保を図ります。
- 今後も各施設で、親子の交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て・子育て支援に関する講習等を実施します。

(3) 妊婦健康診査事業

量の見込みの考え方

- 妊婦健康診査事業は、事業実績と推計0歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

量の見込み及び確保量

区分		実績	第2次計画				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の 見込み	年間実利用 /人	846人	897人	902人	915人	930人	945人
	年間延利用 /回※	10,695回	12,558回	12,628回	12,810回	13,020回	13,230回
② 確保量	年間実利用	846人	897人	902人	915人	930人	945人
	年間延利用	10,695回	12,558回	12,628回	12,810回	13,020回	13,230回

※令和2年度以降は、実利用者数に一人当たりの健診回数14回を乗じて計算

確保方策

- 妊婦健康診査事業は、第2次計画期間も既存の実施体制（医療機関に委託し、県内統一の検査項目、随時実施）で事業を実施します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

量の見込みの考え方

- 乳児家庭全戸訪問事業は、事業実績と推計0歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

量の見込み及び確保量

区分	実績	第2次計画					
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み (年間訪問乳児数/人)	869人	831人	835人	847人	861人	875人	
②確保量	訪問率	96.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	年間訪問乳児数	869人	831人	835人	847人	861人	875人

確保方策

- 乳児家庭全戸訪問事業は、第2次計画期間も既存の体制（赤ちゃん訪問員や助産師、保健師による訪問）で事業を実施し、乳児のいる全家庭訪問を目指します。

(5) 養育支援訪問事業

量の見込みの考え方

- 養育支援訪問事業は、事業実績と推計0歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

量の見込み及び確保量

区分	実績	第2次計画				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間訪問対象者数/件)	17件	39件	39件	39件	39件	39件
② 確保量	年間訪問 件数	17件	39件	39件	39件	39件

確保方策

- 養育支援訪問事業は、北名古屋市要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関の連携強化を図りつつ、第2次計画期間も既存の体制（保育士等による訪問）で事業を実施します。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

量の見込みの考え方

- 子育て短期支援事業（ショートステイ）は、就学前児童の保護者へのアンケート調査結果（利用意向）と推計0～5歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

量の見込み及び確保量

区分	実績	第2次計画				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延利用/人)	-	3人	3人	3人	3人	3人
② 確保量	年間延利用	-	3人	3人	3人	3人

確保方策

- 子育て短期支援事業（ショートステイ）は、令和元年度現在、ひとり親家庭のみを対象としており、今後は、その他の家庭については、必要に応じて、児童養護施設等での実施を検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

量の見込みの考え方

- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）は、就学前児童の保護者へのアンケート調査結果（利用意向）と推計0～5歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

量の見込み及び確保量

区分	実績	第2次計画				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み※ (年間延利用/人)	1,752人	2,652人	2,600人	2,600人	2,600人	2,548人
② 確保量	実施か所数/か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	年間延利用	1,752人	2,652人	2,600人	2,600人	2,600人

※量の見込みは就学児の利用分のみ

確保方策

- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）は、第2次計画期間も既存の1か所（北名古屋市児童センターきらり内）で事業を実施します。
- 事業の周知とともに、需要に対応するため、子育ての手助けをしたい方（援助会員）の確保に努めます。

(8) 一時預かり事業

量の見込みの考え方

- 一時預かり事業は、幼稚園型（幼稚園在園児を対象とした預かり保育）及び保育所型（保育園その他の場所での一時預かり）について、事業実績と推計0～5歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

【幼稚園型（幼稚園在園児を対象とした預かり保育）】

量の見込み及び確保量

区分		実績	第2次計画				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延利用/人)		18,006人	21,492人	23,619人	25,054人	26,453人	28,137人
	1号認定による不定期利用	28人	37人	42人	46人	49人	53人
	2号認定による定期利用	17,978人	21,455人	23,577人	25,008人	26,404人	28,084人
②確保量	一時預かり事業（幼稚園型I）	18,006人	21,492人	23,619人	25,054人	26,453人	28,137人
	上記以外（私学助成による預かり保育等）	—	—	—	—	—	—

確保方策

- 幼稚園型（幼稚園在園児を対象とした預かり保育）は、第2次計画期間も子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園において受け入れを図ります。

【保育所型（保育園その他の場所での一時預かり）】

量の見込み及び確保量

区分		実績	第2次計画				
		平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (年間延利用/人)		5,103人	4,547人	4,529人	4,443人	4,400人	4,393人
② 確保量	一時預かり 事業（保育 所型）	3,528人	3,528人	3,528人	3,528人	3,528人	3,528人
	ファミリー・サ ポート・センタ ー（就学前 児童）	1,575人	1,575人	1,575人	1,575人	1,575人	1,575人

確保方策

- 保育所型（保育園その他の場所での一時預かり）は、第2次計画期間も既存の保育園等の定員及びファミリー・サポート・センターにおいて受け入れを図ります。

(9) 延長保育事業

量の見込みの考え方

- 延長保育事業は、就学前児童の保護者へのアンケート調査結果（利用意向）と推計0～5歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

量の見込み及び確保量

区分		実績	第2次計画				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間実利用/人)		143人	195人	196人	193人	193人	194人
② 確保量	実施園/ 園	17園	18園	18園	18園	18園	18園
	年間実 利用	143人	195人	196人	193人	193人	194人

確保方策

- 延長保育事業は、第2次計画期間も既存の保育園、地域型保育事業（小規模保育）及び認定こども園の定員等において受け入れを図ります。

(10) 病児保育事業

量の見込みの考え方

- 病児保育事業は、就学前児童の保護者へのアンケート調査結果（利用意向）と推計0～5歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

量の見込み及び確保量

区分		実績	第2次計画				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間実利用/人)		446人	497人	499人	493人	492人	495人
② 確保量	病児保育事業	446人	497人	499人	493人	492人	495人
	体調不良型	—	—	—	—	—	—
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	—	—	—	—	—	—

確保方策

- 病児保育事業は、第2次計画期間も市内医療機関に委託し実施している既存の病児保育事業（こぐま病児保育室）において受け入れを図ります。

(11) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

量の見込みの考え方

- 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）は、事業実績と推計6～11歳人口に基づき、量の見込みを設定しました。

量の見込み及び確保量

区分	実績※	第2期計画				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間実利用/人)	909人	1,123人	1,160人	1,218人	1,257人	1,281人
1年生	295人	328人	319人	364人	358人	355人
2年生	270人	309人	305人	296人	338人	332人
3年生	197人	218人	245人	242人	235人	268人
4年生	101人	154人	157人	176人	174人	169人
5年生	38人	83人	90人	92人	103人	102人
6年生	8人	31人	44人	48人	49人	55人
②確保量	909人	1,123人	1,160人	1,218人	1,257人	1,281人
実施か所数	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※実績は、4月1日時点の申込者数

確保方策

- 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）は、需要の拡大に対応するため、必要学区のクラブの新設や増設を検討し、受け入れを図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

量の見込みの考え方

- 本事業は、令和元年10月からの国の幼児教育・保育の無償化による、支給対象児童数の変化を考慮し、量の見込みを設定しました。

量の見込み及び確保量

区分	実績	第2期計画				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延支給児童数 /人)	—	160人	160人	160人	160人	160人
②確保量	—	160人	160人	160人	160人	160人
過不足(②-①)	—	0人	0人	0人	0人	0人

確保方策

- 必要なすべての世帯への助成ができるよう、対象者の把握と必要な給付に努めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、必要に応じて新規参入施設等の事業者を支援します。

4 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

- 本市は、幼児教育・保育等における専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者（幼児教育アドバイザー）を育成・確保し、配置するための体制整備に取り組みます。

5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

- 本市は、保育園と幼稚園でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。
- 幼稚園、保育園、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、市内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 本市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

- 本市は、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害のある児童等の特別な支援が必要な子どもの施策の充実等、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

8 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

- 本市は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、国、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

9 外国につながる幼児への支援・配慮

- 就園に必要な手続き・園児募集の状況等の外国語によるホームページ掲載等、就園及び事業の利用に関する情報へのアクセスの向上を図ります。
- 教育・保育施設等の事業者や幼稚園教諭・保育士等を対象に、外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施を検討します。
- 保育所が通訳等を活用する場合の補助（保育体制強化事業）、外国人等の子どもを多く受け入れている保育所における、保育士の追加配置に係る補助（家庭支援推進保育事業）等の活用を必要に応じて検討します。

10 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

- 国の幼児教育・保育の無償化（令和元年10月）に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する市民が無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。
- 本市は、公正かつ適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案しつつ、円滑な給付方法を検討します。

第5節 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取組

- 国は、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等の方向性を示しています。
- 本市においても、前述の放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の量の見込みに対する確保方策を推進するほか、放課後子ども教室についても、令和5年度までに既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。

図表 25 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備計画

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
整備か所数／か所	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所

図表 26 放課後子ども教室の整備計画

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
整備か所数／か所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

第4章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進に向けて

1 計画の周知

(1) 子どもへの周知

- この計画は、「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものであり、かつ、子ども一人ひとりが本来もっている育つ力を伸ばすことです。
- 子どもの主体的・積極的な参画によりこの計画を推進するために、保護者や地域と連携しながら、子どもに計画内容の周知を図ります。

(2) 保護者への周知

- この計画は、子育ての第一義的責任は、父母その他の保護者にあるとの基本認識のもと、男女が互いに尊重し、助け合いながら、楽しく子育てと仕事を両立する、ゆとりある家庭づくりを支援するものです。
- 広報・ホームページを通じて、計画の理念や子ども・子育て支援に関わる事業等の周知に努めます。

(3) 市民・団体等への周知

- この計画は、子どもがいきいきと学び・遊び、子育て保護者が安心・信頼して働き・暮らせる頼もしい地域社会づくりを目指しています。
- 市全体で、子どもがいきいきとすてきに育つことを応援する取組をさらに進めるため、広報・ホームページを通じて、市民や団体等への計画内容の周知を図ります。

2 推進及び点検・評価の体制

(1) 市内部の推進体制

- 次世代育成支援に関する施策は、従来の「児童福祉」の範囲を超えて広範多岐なものです。
- 本計画を着実に推進していくために、児童課が中心になって、年度ごとに関係各課の施策・事業の実施状況を把握し、公表するとともに、評価、再調整等の継続的な取組を行います。必要に応じ計画内容の見直し等を含めた検討も行います。

(2) 市民・関係団体等との協働体制

- 次世代育成支援と子ども・子育て支援の取組の推進及び点検・評価にあたっては、市民・関係団体等の参画が必要です。
- 子ども・子育て支援法第77条に基づく「北名古屋市子ども・子育て会議」を定期的で開催し、計画の進捗状況に関する情報を共有化し、施策・事業の点検・評価、円滑な実施への提言をいただくとともに、地域における実践につなげるなど、市民・関係団体等との協働により推進します。

資料編

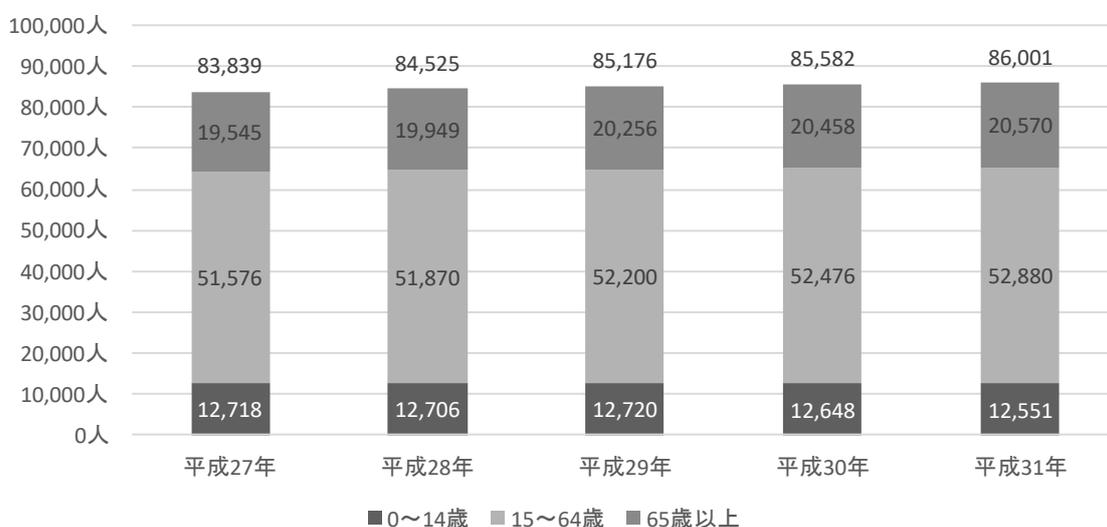
資料 1 北名古屋市の子ども・子育ての現状

- 北名古屋市の子ども・子育ての現状を統計データに基づき整理すると、次のとおりです。

1 子どもや子どものいる家庭の状況

1-1 人口の推移

図表 27 年齢3区分別人口の推移（単位：人、世帯）



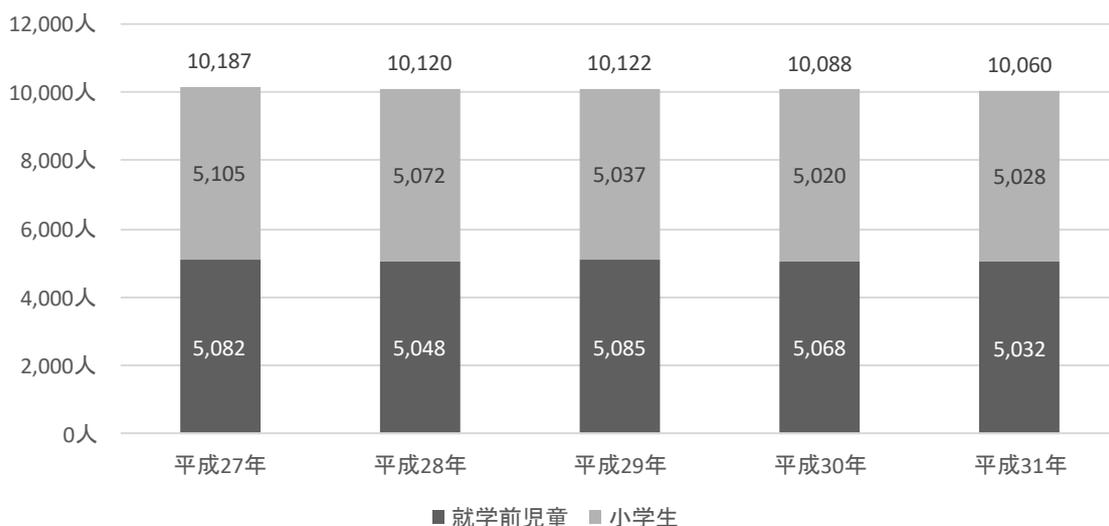
区分	本市					県	全国
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成31年	平成31年
0～14歳	12,718 15.2%	12,706 15.0%	12,720 14.9%	12,648 14.8%	12,551 14.6%	1,020,869 13.5%	15,758,424 12.4%
15～64歳	51,576 61.5%	51,870 61.4%	52,200 61.3%	52,476 61.3%	52,880 61.5%	4,687,570 62.0%	76,499,828 60.0%
65歳以上	19,545 23.3%	19,949 23.6%	20,256 23.8%	20,458 23.9%	20,570 23.9%	1,856,798 24.5%	35,185,241 27.6%
総人口	83,839	84,525	85,176	85,582	86,001	7,565,309	127,443,563
世帯数	34,687	35,199	35,738	36,191	36,623	3,300,066	58,527,117
世帯人員	2.42	2.40	2.38	2.36	2.35	2.29	2.18

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

全国及び県は、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成31年1月1日現在）

1-2 児童数の推移

図表 28 0～11 歳人口の推移（単位：人）



区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	増減 (平成27→31年)
就学前児童	0歳	805	907	858	847	861	56
	1歳	881	801	916	873	829	▲ 52
	2歳	853	857	807	901	853	0
	3歳	829	825	841	789	897	68
	4歳	832	837	830	833	777	▲ 55
	5歳	882	821	833	825	815	▲ 67
	小計	5,082	5,048	5,085	5,068	5,032	▲ 50
小学生	6歳	846	879	829	805	819	▲ 27
	7歳	882	845	879	836	809	▲ 73
	8歳	821	868	837	875	835	14
	9歳	805	819	871	827	877	72
	10歳	852	808	811	868	827	▲ 25
	11歳	899	853	810	809	861	▲ 38
	小計	5,105	5,072	5,037	5,020	5,028	▲ 77
合計	10,187	10,120	10,122	10,088	10,060	▲ 127	

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

1-3 世帯構成

図表 29 世帯構成の状況（単位：世帯、％）

区分	本市			県	全国
	平成 17年	平成 22年	平成 27年	平成 27年	平成 27年
一般世帯数※	28,589	31,805	33,716	3,059,956	53,331,797
核家族世帯	18,395	19,972	20,795	1,741,853	29,754,438
	64.3%	62.8%	61.7%	56.9%	55.8%
夫婦のみの世帯	6,174	6,913	7,307	588,692	10,718,259
	21.6%	21.7%	21.7%	19.2%	20.1%
夫婦と子どもからなる世帯	10,069	10,609	10,799	905,737	14,288,203
	35.2%	33.4%	32.0%	29.6%	26.8%
男親と子どもからなる世帯	378	406	428	38,519	702,903
	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
女親と子どもからなる世帯	1,774	2,044	2,261	208,905	4,045,073
	6.2%	6.4%	6.7%	6.8%	7.6%
核家族以外の世帯	3,233	2,809	2,611	261,214	4,560,560
	11.3%	8.8%	7.7%	8.5%	8.6%
非親族世帯	237	378	373	27,083	463,639
	0.8%	1.2%	1.1%	0.9%	0.9%
単独世帯	6,724	8,646	9,925	1,024,515	18,417,922
	23.5%	27.2%	29.4%	33.5%	34.5%

資料：国勢調査

※不詳を含む

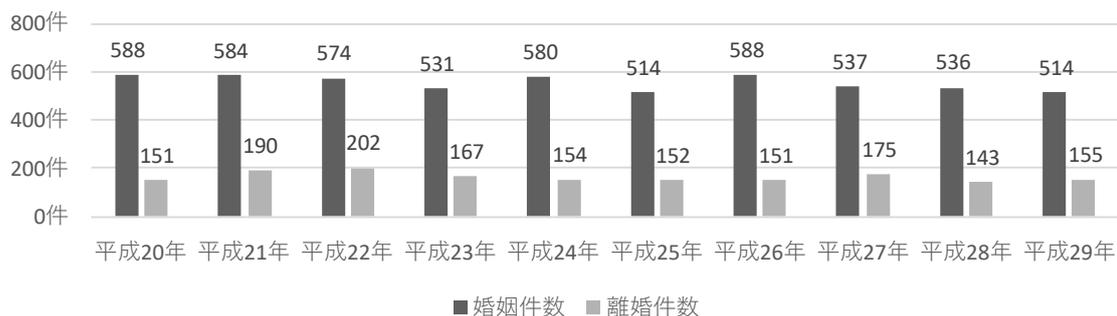
図表 30 子どものいる世帯の状況（単位：世帯、％）

区分	本市			県	全国
	平成 17年	平成 22年	平成 27年	平成 27年	平成 27年
一般世帯数	28,589	31,805	33,716	3,059,956	53,331,797
6歳未満親族のいる一般世帯数	3,896	3,952	3,851	301,536	4,617,373
	13.6%	12.4%	11.4%	9.9%	8.7%
18歳未満親族のいる一般世帯数	7,986	8,589	8,883	730,200	11,471,850
	27.9%	27.0%	26.3%	23.9%	21.5%

資料：国勢調査

1-4 婚姻・離婚の動向

図表 31 婚姻・離婚件数の推移（単位：件）



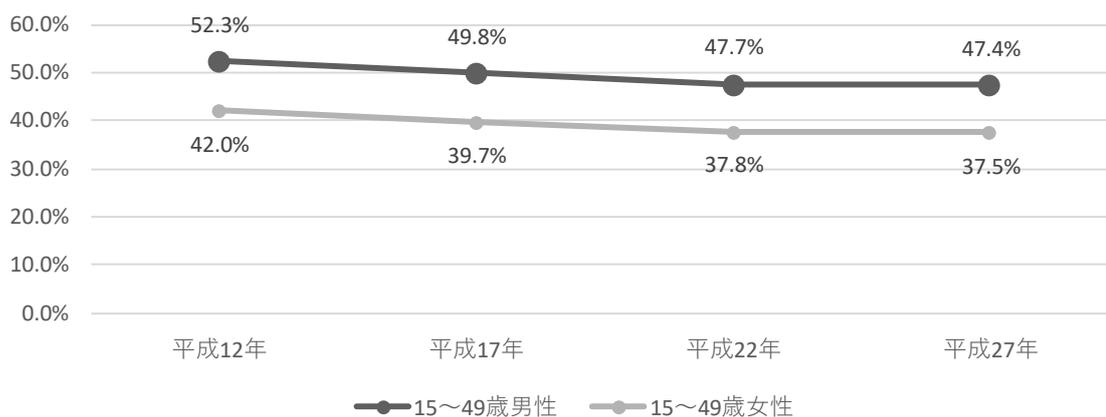
区分	本市										県	全国
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成29年	平成29年
婚姻件数	588	584	574	531	580	514	588	537	536	514	40,072	606,866
婚姻率（人口千人当）	7.3	7.2	7.0	6.5	7.0	6.2	7.0	6.4	6.3	6.0	5.5	4.9
離婚件数	151	190	202	167	154	152	151	175	143	155	12,471	212,262
離婚率（人口千人当）	1.9	2.3	2.5	2.0	1.9	1.8	1.8	2.1	1.7	1.8	1.7	1.7

資料：人口動態調査

婚姻率及び離婚率は各年10月1日現在の人口で算出

1-5 未婚率

図表 32 未婚率の推移（単位：％）



資料：国勢調査

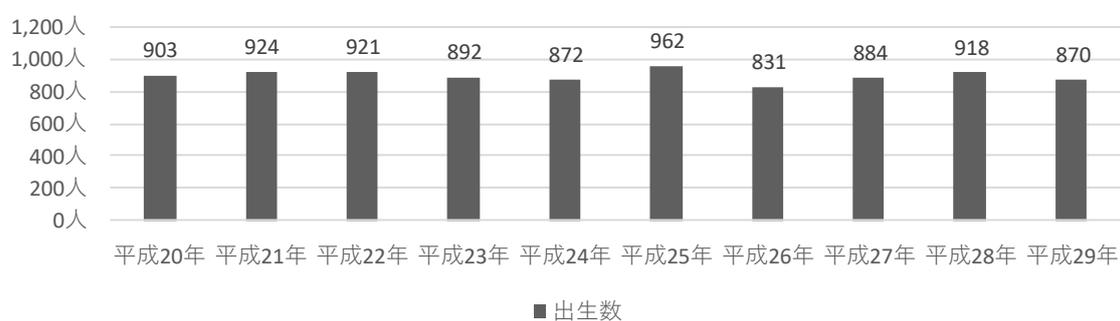
図表 33 年齢階級別未婚率の推移等 (単位：%)

区分	本市				県平均		全国平均	
	男性		女性		男性	女性	男性	女性
	平成 12 年	平成 27 年	平成 12 年	平成 27 年	平成 27 年		平成 27 年	
15～19 歳	99.6%	99.2%	99.3%	98.4%	98.6%	98.7%	98.6%	98.6%
20～24	93.7%	90.7%	88.4%	86.5%	92.3%	89.1%	90.5%	88.0%
25～29	67.5%	65.4%	51.8%	49.0%	70.1%	56.1%	68.3%	58.8%
30～34	40.1%	39.0%	22.1%	24.5%	44.8%	29.4%	44.7%	33.6%
35～39	23.5%	31.2%	10.4%	19.5%	33.5%	20.1%	33.7%	23.3%
40～44	16.2%	26.7%	6.2%	16.6%	28.8%	16.0%	29.0%	19.0%
45～49	12.1%	23.2%	3.1%	12.7%	24.4%	13.1%	25.1%	15.9%
合計	52.3%	47.4%	42.0%	37.5%	51.7%	41.0%	51.2%	42.9%

資料：国勢調査

1 - 6 出生数等

図表 34 出生数の推移 (単位：人)



資料：人口動態調査

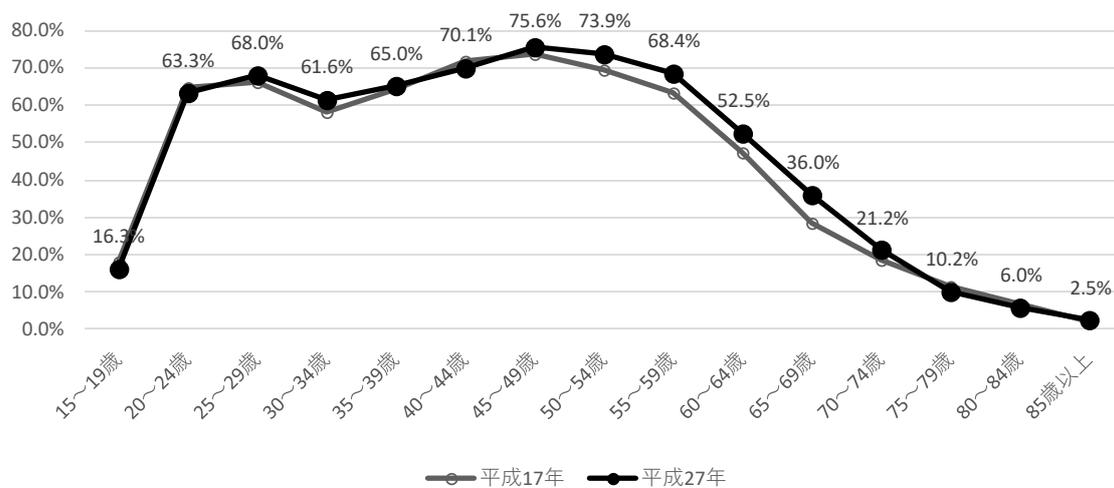
図表 35 合計特殊出生率 (単位：人)

区分	平成 20 年～平成 24 年
本市	1.65
県	1.51
全国	1.38

資料：人口動態保健所・市区町村別統計

1-7 女性の就業率

図表 36 女性の就業率の推移 (単位: %)



資料: 国勢調査

2 教育・保育施設等の状況

2-1 保育園

図表 37 保育園の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

保育園名	平日	土曜日 ※()内は特別延長保育	対象年齢
能田保育園	午前 7 時 15 分～ 午後 7 時 15 分	午前 7 時 15 分～ 午後 1 時(午後 7 時 15 分)	6 か月児～
鹿田北保育園	午前 7 時 30 分～ 午後 6 時 30 分	午前 7 時 30 分～ 午後 1 時	11 か月児～
熊之庄保育園	午前 7 時 30 分～ 午後 6 時 30 分	午前 7 時 30 分～ 午後 1 時	11 か月児～
久地野保育園	午前 7 時 30 分～ 午後 7 時 30 分	午前 7 時 30 分～ 午後 1 時(午後 7 時 30 分)	6 か月児～
久地野保育園分園	午前 7 時 30 分～ 午後 7 時 30 分	午前 7 時 30 分～ 午後 1 時(午後 7 時 30 分)	1・2 歳児
薬師寺保育園	午前 7 時 30 分～ 午後 6 時 30 分	午前 7 時 30 分～ 午後 1 時	11 か月児～
鹿田南保育園	午前 7 時 30 分～ 午後 7 時	午前 7 時 30 分～ 午後 1 時(午後 7 時)	11 か月児～
六ツ師保育園	午前 7 時 30 分～ 午後 6 時 30 分	午前 7 時 30 分～ 午後 1 時	11 か月児～
九之坪保育園	午前 7 時 30 分～ 午後 7 時 30 分	午前 7 時 30 分～ 午後 1 時(午後 7 時 30 分)※	6 か月児～
徳重保育園	午前 7 時 30 分～ 午後 7 時	午前 7 時 30 分～ 午後 1 時(午後 7 時)	11 か月児～
西之保保育園	午前 7 時 15 分～ 午後 7 時 45 分	午前 7 時 15 分～ 午後 1 時(午後 7 時 45 分)	6 か月児～
沖村保育園	午前 7 時 30 分～ 午後 6 時 30 分	午前 7 時 30 分～ 午後 1 時	11 か月児～
弥勒寺保育園	午前 7 時 30 分～ 午後 7 時 30 分	午前 7 時 30 分～ 午後 1 時 (午後 7 時 30 分)	6 か月児～
中之郷保育園	午前 7 時 30 分～ 午後 6 時 30 分	午前 7 時 30 分～ 午後 1 時	11 か月児～

資料：児童課

図表 38 保育園の状況（各年度4月1日現在）（単位：人）

年度	保育園数	収容定員	児童数					
			総数	3歳未満	年少（3歳児）	年中（4歳児）	年長（5歳児）	
平成	25年度	14	1,972	1,631	318	439	449	425
	26年度	14	1,972	1,632	341	388	449	454
	27年度	14	2,042	1,629	381	412	387	449
	28年度	14	2,042	1,602	385	400	430	387
	29年度	14	2,042	1,665	436	383	409	437
	30年度	13	2,060	1,632	455	383	380	414
	31年度	13	2,038	1,670	472	437	382	379

資料：児童課

2-2 幼稚園

図表 39 幼稚園の状況（平成31年4月1日現在）

名称	所在地
師勝はなの樹幼稚園	鹿田 1751 番地の 7
名古屋芸術大学附属クワジ幼稚園	熊之庄射矢重 95 番地
栄和幼稚園	二子栄和 20 番地
師勝幼稚園	井瀬木 1086 番地
西春幼稚園	西之保棒地 37 番地

資料：児童課

図表 40 幼稚園の状況（各年5月1日現在）

年次等	園数	学級数	教員数		園児数						
			本務者	兼務者	総数			3歳児	4歳児	5歳児	
						男	女				
平成	25年	5	46	60	12	1,394	694	700	471	450	473
	26年	5	46	61	12	1,363	672	691	458	468	437
	27年	5	46	60	13	1,334	665	669	420	456	458
	28年	5	46	61	15	1,304	648	656	428	419	457
	29年	5	46	65	12	1,316	648	668	467	430	419
	30年度	5	46	63	14	1,321	662	659	421	473	427
	31年度	5	46	68	14	1,317	656	661	450	406	461

資料：学校基本調査

2-3 地域型保育事業（小規模保育事業）

図表 41 地域型保育事業（小規模保育事業）の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

施設名	定員	保育時間
といる保育園 ～北名古屋本園～	0 歳児(2 か月～)：2 人 1 歳児：5 人 2 歳児：5 人 計 12 人	月曜日～金曜日 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
宮前ひよこ園	0 歳児(3 か月～)：4 人 1 歳児：4 人 2 歳児：4 人 計 12 人	月曜日～土曜日 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
保育ルーム あすなろハ ート	0 歳児(6 か月～)：3 人 1 歳児：4 人 2 歳児：4 人 計 11 人	月曜日～土曜日 午前 7 時 30 分～午後 7 時 30 分
といる保育園 ～北名古屋九之坪園～	0 歳児(2 か月～)：4 人 1 歳児：4 人 2 歳児：4 人 計 12 人	月曜日～土曜日 午前 7 時 30 分～午後 7 時 30 分
はな保育室 にしはる駅前	0 歳児(6 か月～)：6 人 1 歳児：6 人 2 歳児：7 人 計 19 人	月曜日～土曜日 午前 7 時 30 分～午後 7 時 30 分
ニチイキッズ 井瀬木保育室	0 歳児(2 か月～)：6 人 1 歳児：6 人 2 歳児：7 人 計 19 人	月曜日～土曜日 午前 7 時 30 分～午後 7 時 30 分
スクルド エンジェル 北名古屋園	0 歳児(3 か月～)：6 人 1 歳児：6 人 2 歳児：7 人 計 19 人	月曜日～土曜日 午前 7 時 30 分～午後 7 時 30 分
スター・キッズ西春	0 歳児(2 か月～)：6 人 1 歳児：6 人 2 歳児：7 人 計 19 人	月曜日～土曜日 午前 7 時 30 分～午後 7 時 30 分
北名古屋市 社協小規模保育所 「にこりん」	0 歳児(6 か月～)：6 人 1 歳児：6 人 2 歳児：7 人 計 19 人	月曜日～土曜日 午前 7 時 30 分～午後 7 時 30 分
はな保育室 とくしげ駅前	0 歳児(6 か月～)：6 人 1 歳児：6 人 2 歳児：7 人 計 19 人	月曜日～土曜日 午前 7 時 30 分～午後 7 時 30 分
ゆうか みろくじ保育室	0 歳児(6 か月～)：6 人 1 歳児：6 人 2 歳児：7 人 計 19 人	月曜日～土曜日 午前 7 時 30 分～午後 7 時 30 分

資料：児童課

2-4 小学校・中学校

図表 42 小学校児童数の推移（各年5月1日現在）（単位：人）

年次	児童数								
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	計	
平成	25年	821	800	837	878	826	816	60	5,038
	26年	861	813	793	831	883	830	60	5,071
	27年	823	858	802	793	830	885	68	5,059
	28年	861	822	843	802	796	835	75	5,034
	29年	802	857	817	848	798	799	76	4,997
	30年	787	807	859	809	845	800	87	4,994
	31年	800	785	806	860	810	841	85	4,987

資料：北名古屋の教育

図表 43 中学校生徒数の推移（各年5月1日現在）（単位：人）

年次	生徒数					
	1年	2年	3年	特別支援	計	
平成	25年	799	794	781	32	2,406
	26年	784	803	788	33	2,408
	27年	799	783	801	29	2,412
	28年	834	799	785	33	2,451
	29年	807	830	802	36	2,475
	30年	777	811	832	25	2,445
	31年	788	772	816	19	2,395

資料：北名古屋の教育

2-5 児童館

図表 44 児童館利用者数（1日平均）の推移（単位：人）

年度	児童センターきらり	井瀬木児童館	六ツ師児童館	鹿田児童館	久地野児童館	熊之庄児童館	西之保児童館	九之坪児童館	宇福寺児童館	鍛冶ヶ一色児童館	沖村児童館	合計
	平成											
25年度	-	63	55	73	83	88	72	45	48	68	33	628
26年度	107	61	52	74	86	96	66	49	54	67	37	683
27年度	103	65	51	68	93	114	-	48	77	78	42	739
28年度	126	72	54	76	82	118	-	65	80	68	48	789
29年度	119	70	64	98	89	111	-	61	89	65	61	827
30年度	108	75	66	87	88	102	-	63	85	66	63	803

資料：児童課

※西之保児童館：平成26年4月閉館、児童センターきらり：平成26年4月開館

平成26年度の西之保児童館の利用数は、児童センターきらりの内数。（西之保児童館は、4日間のみ開館）

2-6 児童クラブ

図表 45 児童クラブ利用者数（月平均）の推移（単位：人）

年度		師勝児童クラブ（ほほえみ・ゆめっ子）	師勝東児童クラブ（ほほえみ・ゆめっ子）	師勝西児童クラブ（ほほえみ・ゆめっ子・ここにこ・未来っ子）	師勝南児童クラブ（ほほえみ・ゆめっ子）	師勝北児童クラブ（ほほえみ・ゆめっ子）	西春児童クラブ（ほほえみ・ゆめっ子）	鴨田児童クラブ（ほほえみ・ゆめっ子）	栗島児童クラブ（ほほえみ・ゆめっ子）	五条児童クラブ（ほほえみ・ゆめっ子）	白木児童クラブ（ほほえみ・ゆめっ子）	合計
		平成	25年度	63	51	80	79	51	86	47	49	76
	26年度	64	47	94	89	45	88	40	57	79	47	650
	27年度	81	52	107	92	52	100	44	57	71	61	717
	28年度	101	57	129	107	56	112	40	69	73	62	806
	29年度	90	81	130	113	57	96	48	66	72	53	806
	30年度	112	84	142	107	69	127	85	56	72	61	915

資料：児童課

2-7 放課後子ども教室

図表 46 放課後子ども教室利用者数（日平均）の推移（単位：人）

年度		師勝小学校	師勝東小学校	師勝西小学校	師勝南小学校	師勝北小学校	西春小学校	鴨田小学校	栗島小学校	五条小学校	白木小学校	実施校平均
		平成	28年度	-	-	5.4	9.6	-	2.5	-	-	2.2
	29年度	11.9	11.2	14.9	13.6	17.5	12.3	6.4	4.7	14.5	8.7	11.6
	30年度	16.1	13.9	19.3	21.1	15.1	11.0	7.8	9.7	13.1	11.7	16.8

資料：生涯学習課

2-8 子育て支援センター

図表 47 子育て支援センターの状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

名称	所在地
東子育て支援センター 子育て広場「こあら」	能田南屋敷 366 番地（あさひ子どもふれあいセンター内）
西子育て支援センター 子育て広場「ここにこ」	西之保高野 79 番地（児童センターきり内）
北子育て支援センター 子育て広場「光の広場」	弥勒寺西一丁目 72 番地（風と光こどもの国内）
南子育て支援センター 子育て広場「星の広場」	久地野北浦 69 番地（久地野ほほえみ広場内）
健康ドーム子育て支援センター	九之坪笹塚 1 番地（健康ドーム内）

資料：児童課

図表 48 子育て支援センター利用者数（1日平均）の推移（単位：人）

年度	東子育て支援センター （子育て広場「こあら」）	西子育て支援センター （子育て広場「こっこ」）	北子育て支援センター （子育て広場「光の広場」）	南子育て支援センター （子育て広場「星の広場」）	健康ドーム 子育て支援センター	合計
25年度	72	49	70	48	-	239
26年度	65	45	77	55	-	242
27年度	60	42	67	54	-	223
28年度	56	47	90	52	-	245
29年度	43	48	83	47	-	221
30年度	45	43	71	43	-	202

資料：児童課

※健康ドーム子育て支援センター：平成31年4月1日開設

※西子育て支援センター及び市役所児童課に子育てコンシェルジュを配置

2-9 児童発達支援事業所

図表 49 児童発達支援事業所（平成31年4月1日現在）

名称	所在地
ひまわり園	能田南屋敷 366 番地（あさひ子どもふれあいセンター内）
ひまわり西園	法成寺蚊帳場 27 番地

項目	概要
対象者	児童発達支援の支給決定を受けた、おおむね2歳から就学前の児童及びその保護者
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの特性の発見と課題付け(子どもの可能性) ● 保護者と子のよりよい関係づくり(家族関係) ● 集団生活へのステップづくり
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活における基本的な動作の支援 ● 集団生活への適応性の支援 ● 食事の支援 ● 家族支援
開園日	月～金曜日(祝日・年末年始を除く。)
開園時間	午前9時～午後2時
定員	各20名(1日当たり)

資料：児童課

図表 50 児童発達支援事業所の利用者数（各年度延べ人数）の推移（単位：人）

年度	ひまわり園	ひまわり西園	合計
平成			
25年度	248	248	496
26年度	245	245	490
27年度	245	245	490
28年度	198	205	403
29年度	213	166	379
30年度	259	225	484

資料：児童課

資料 2 計画策定の経緯

2-1 経緯

- 計画策定の経緯は、次のとおりです。

図表 51 計画策定の経緯

年	月日	調査・会議等
平成30年	6月12日	平成30年度第1回北名古屋市子ども・子育て会議
	9月7日	平成30年度第2回北名古屋市子ども・子育て会議部会
	9月19日	平成30年度第2回北名古屋市子ども・子育て会議
平成31年	2月26日	平成30年度第3回北名古屋市子ども・子育て会議
令和元年	5月15日	令和元年度第1回北名古屋市子ども・子育て会議部会
	6月10日	令和元年度第1回北名古屋市子ども・子育て会議
	7月	計画対象者へのアンケート調査
	9月27日	令和元年度第2回北名古屋市子ども・子育て会議部会
	11月1日	令和元年度第2回北名古屋市子ども・子育て会議
令和2年	1月29日	令和元年度第3回北名古屋市子ども・子育て会議部会
	1月31日～2月17日	パブリックコメントの実施
	2月27日	令和元年度第3回北名古屋市子ども・子育て会議

2-2 各種調査の概要

- 計画の策定にあたり実施した各種調査の概要は、次のとおりです。

図表 52 計画対象者へのアンケート調査の概要

種類	配布 対象数	回収数	回収率	
			有効票	回収率
就学前児童の保護者調査	3,000	1,684	1,684	56.1%
就学児童（小学校低学年）の保護者調査	1,000	570	570	57.0%
総計	4,000	2,254	2,254	56.4%
【概要】				
子ども・子育て支援法に基づく「第2次北名古屋市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、就学前児童及び就学児童（小学校低学年）の各保護者を対象に、保育や子育て支援等のニーズを把握するために、令和元年7月に郵送法により実施しました。				

2-3 北名古屋市子ども・子育て会議委員名簿

図表 53 北名古屋市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	区分		備考
上村 晶	学識経験者	桜花学園大学保育学部教授	
◎大野 義純		社会教育委員長	
小川 義美		自治会長会代表	
加藤 聡一		名古屋芸術大学人間発達学部准教授	
○菊谷 和美		主任児童委員	
木村 美和子		五条小学校長	
佐瀬 智彦		子ども会連絡協議会長	
沢田 裕子		民生委員協議会本部役員	
生川 三穂		母子寡婦福祉協議会長	
山下 征彦		社会福祉協議会長	令和元年6月27日就任
高柳 利清			令和元年6月27日退任
太田 峰子		企業の代表	株式会社 真誠
下村 君	労働者の代表	株式会社 福祉の里	
多田 真以	子どもの保護者	保育園保護者会連絡協議会長	
田中 真奈美		小学校PTA会長	
柳澤 美希		児童福祉保護者代表	
丹羽 一将		幼稚園保護者代表	
吉田 智美		児童クラブ保護者代表	
榊原 孝子	子ども・子育て支援事業者	特定非営利活動法人 健全育成おひさま	
塚崎 真澄		しかつ子育てネットワークの会代表	
松本 正子		幼稚園事業者（栄和幼稚園長）	

◎会長 ○職務代理 任期 令和元年6月1日～令和3年5月31日

平成25年9月30日

条例第40号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、北名古屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じ会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、若しくはその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(苦情解決の処理)

第7条 児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。)に対する保護者等からの苦情及び相談に関する事項について対応するため、委員において各児童福祉施設を分担し、別に市長が定めるところにより苦情解決の処理にあたる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(北名古屋市児童福祉事業運営協議会設置条例及び北名古屋市次世代育成支援対策地域協議会条例の廃止)

2 北名古屋市児童福祉事業運営協議会設置条例(平成18年北名古屋市条例第97号)及び北名古屋市次世代育成支援対策地域協議会条例(平成18年北名古屋市条例第163号)は、廃止する。

(任期の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年北名古屋市条例第44号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

資料3 用語解説

あ行

預かり保育

幼稚園において、教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に行う教育活動

遺児手当

父親又は母親と死別した場合、父親又は母親に重度の障害がある場合、両親が離婚している場合等の要件に該当する児童を監護・養育している方に手当を支給するもの

一般不妊治療費助成

不妊検査や一般不妊治療(体外受精及び顕微授精を除く)を受けられたご夫婦に治療に要する費用の一部を補助することにより、経済的負担の軽減を図ることを目的とする制度

か行

家庭児童相談員

要保護児童、児童虐待、DV等の難しい事案に対し、実際に子どもや親たちと対面し、子どもにとって最も適切と思われる解決策を決め、関係機関と連携し必要に応じて子どもや保護者をサポートし、子どもの健全な成長を助けるため、相談や指導、援助を行う者

家庭相談員

人間関係や家族関係、性格・生活習慣の問題、発達や言葉の遅れ等、問題を抱えた児童を育てる上での様々な問題を抱える親に対し、相談や助言、指導を行う者

家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、定員5人以下で、家庭的保育者の居宅その他の場所において保育を行う事業

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、住み慣れた居宅において、1対1を基本とする保育を行う事業

言語聴覚士

言葉によるコミュニケーションに問題がある方に対して、その対処法を見出すために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行う専門職

高等職業訓練促進給付金

母子家庭が自立した生活が送れるよう、母親の就労を支援するために、給付金を支給するので、就職に有利な資格を取得するために2年以上のカリキュラムを修業する場合に支給

子育てコンシェルジュ

子育てに関する情報を、保護者等に分かりやすく案内し、適切なサービスの利用に結び付ける役割の者

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠期から出産・育児に係る切れ目ない支援を実施

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等を図る制度

子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律で、平成24年8月に成立

さ行

作業療法士

身体又は精神に障害を有する方、又はそれが予測される方に対し、その主体的な生活の獲得を図るため、諸機能の回復、維持及び開発を促す作業活動を用いて、治療、指導及び援助を行う専門職

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

施設型給付

子ども・子育て関連3法に基づく、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

施設等利用給付認定

子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が、幼児教育・保育の無償化の対象となるために必要な認定のこと

児童コーディネーター

児童虐待や不登校、障害その他のあらゆる児童相談に応じ、子どもや保護者への情報提供や助言、支援を行うとともに、児童相談所、保育園や学校等との連携や子育て支援、福祉サービスの調整役となる職員

児童発達支援事業所

障害のある児童を対象に、通所により日常生活の基本的動作の指導や、知識や技能の付与等の訓練を行う事業所

児童扶養手当

父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給するもの

主任児童委員

民生委員児童委員のうち、児童福祉に関する事項を専門に担当し、地域を担当する民生・児童委員と一体となって、児童福祉を推進する活動を実施する者

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、定員6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業

障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる法律で、平成24年6月に成立し、平成26年4月1日に完全施行

自立支援教育訓練促進給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するもので、対象教育訓練を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給

た行

体験活動ボランティア活動支援センター

子どもが学校や地域で行う体験活動やボランティア活動を支援する機関

短期入所（ショートステイ）【障害者総合支援法関係サービス】

自宅で介護する人が病気の場合等に、在宅の障害児(者)に短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス

地域型保育給付

子ども・子育て関連3法に基づく、小規模保育等への給付

地域型保育事業

子ども・子育て支援法第29条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業のこと

地域活動支援センター【障害者総合支援法関係サービス】

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等により、障害を有する方等の地域生活支援の促進を図る施設

DV

一般的には、「夫婦や恋人など親密な関係にある、又はあった異性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多く、身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあり

特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第27条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと

特別支援教育

障害を有する幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

特別支援教育就学奨励費

特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて補助するもの

特別児童扶養手当

知的障害、又は身体障害、精神障害（政令で認める程度以上）の状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給するもの

な行

日常生活用具給付【障害者総合支援法関係サービス】

日常生活上の便宜を図るため、重度障害を有する方に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具等を給付又は貸与するサービス

日中一時支援【障害者総合支援法関係サービス】

家族の一時的な就労支援及び一時的な休息を目的に、障害を有する方等の日中における活動の場を提供する「日中支援」と、障害を有する児童の放課後又は長期休暇時に活動する場を確保し、家族の就労支援及び一時的な休息を図る「タイムケア」からなるサービス

認定こども園

平成18年10月1日に施行された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」に基づき、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を併せ持つ施設

ネグレクト

児童虐待の定義の一つで、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

は行

発達障害

自閉症※、アスペルガー症候群※その他の広汎性発達障害※、学習障害※、注意欠陥多動性障害※その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの

※自閉症

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害

※アスペルガー症候群

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの

※広汎性発達障害

自閉症と同質の社会性の障害を中心とする発達障害の総称

※学習障害

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの

※注意欠陥多動性障害

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの

バリアフリー

英語の「バリア（障壁）」と「フリー（自由な・～からのがれる）」を一緒にした言葉で、障壁となるものを取り除き生活しやすくすること

ファミリーフレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業のこと

文化財愛護少年団

文化財についての学習や体験を通して、北名古屋市の歴史やふるさとを大切にする心を養う活動を行う団体

保育ママ

家庭的保育事業として、保育園と連携しながら、自身の居宅等において少数の、主に3歳未満児の保育を行う保育士又は看護師の資格を持つ人のこと

放課後子ども教室

放課後や学校休業日に、小学校の施設等を利用し、地域の協力を得ながら開設している、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭又は寡婦家庭に対し、生活一般の相談に応じ、経済・教育等の諸問題の解決を助け、その自立に必要な指導にあたる者

母性健康管理指導事項連絡カード

主治医等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝えることを目的とするカード

や行

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月1日より導入された3～5歳児クラスの幼稚園、保育所等の利用料等が無償となる国の制度

要保護児童対策協議会

要保護児童等に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関

ら行

臨床心理士

カウンセラー、セラピスト、心理職等、様々に呼ばれている心理学の専門家で、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格の所持者

わ行

ワークショップ

課題や解決策等の関連を図式化するなどの共同作業をグループで行いながら、問題解決を進める手法

ワーク・ライフ・バランス

働く人が、仕事とそれ以外の生活を自身が望む調和のとれた状態にできること



第2次北名古屋市子ども・子育て支援事業計画
子どもがすてきに育つまち 北名古屋
いきいき成長応援プラン

【発行】北名古屋市
〒481-8531 北名古屋市西之保清水田15番地 電話(代) 0568-22-1111

【企画・編集】北名古屋市役所 福祉部 児童課

【発行日】令和2年3月